

環境福祉経済委員会記録

平成 25 年 10 月 4 日（金）

10:00～10:12

第 1 委員会室

1 水道局関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第 6 号 平成 24 年度光市簡易水道特別会計歳入歳出決算について

【説 明】：宮崎業務課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

では、簡水についてお聞きします。監査委員会の審査意見書の 53 ページに簡水の過去 3 年分の決算が出ております。24 年度は決算で、形式収支が 1,000 万円黒字ということになってはいますが、3 年間分見ますと、結局、形式収支、実質収支ともどんどん積み上がってきているような形になっております。

そこで、先ほどの説明で一般会計の繰入金に過不足の補填額とあと公債費ですか、繰り入れているという説明だったのですが、一般会計の繰入金のルールについてお聞きしたい。そしてまた、一般会計の繰入金というのは、これは基本的に収支金、赤黒とんとんになるレベルで繰り入れるのかなと私は考えておったのですが、その辺のルールについてお聞かせください。

○宮崎業務課長

特別会計の一般会計からの繰り入れでございますが、これは繰り入れ基準というものがございまして、それに基づいて繰り入れるものと、先ほどご説明をいたしました歳入歳出の不足額を入れていくということでございます。委員さん今言われました収支バランスをとるということでございますが、予算ベースにおきましては収支バランスをとっているところでございます。

○笹井委員

では、予算で収支バランスをとって、決算で結局ころころになったという、その辺の予算の見積もり時期と決算において、変わった点についてご説明いただけますか。

○宮崎業務課長

今、24年度の決算を申し上げたわけでございます。この時点におきまして25年度の繰り越しというものが確定したわけでございまして、予算時においてはこの繰越額が決定しておりませんので、この部分については当然決算におきましては増額という形にあらわれてくるということでございます。

○笹井委員

またこの件については自分も勉強していきたいと思えます。

あと1点、気づきというか感想、説明での気づきで、副市長にも聞いていたきたいのですが、過去の説明、過去の決算書は、節別予算に決算になっていましたから、そのときは今のような節の説明をした後、備考欄の説明をしていただいていたのですが、今、事業別になっていますので、他部局でも、もう何節がどうという説明ではなくて、もう事業別に説明をしているはずで、節を言われても、節の欄に目行きますが、結局どの節なのかというのは余り決算審査上重要な情報ではない。逆に備考欄について、これはこう、これはこうという説明をしていただけたほうが、私どもとしてはわかりやすいし、今、他部局ではほとんどそうなっているのではないかと。その辺、市役所の中でも説明の調整をとっていただければと思います。これは、気づきみたいな感想みたいなものですので答弁は結構です。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「認定すべきもの」

以 上

環境福祉経済委員会記録

平成 25 年 10 月 4 日（金）

10:15～14:02

第 1 委員会室

2 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第 4 号 平成 24 年度光市一般会計歳入歳出決算について (福祉保健部所管分)

【説 明】：古迫福祉総務課長、中邑高齢者支援課長、太田子ども家庭課長
～ 別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【説 明】：奥河内健康増進課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○畠堀委員

ご説明ありがとうございました。光市の各会計歳入歳出決算書及び決算付属資料についてご質問をしたいと思います。

ページは113ページ、児童福祉総務費の中で、扶助費の項目で、不用額に非常に大きな額が上がっているわけですが、この内訳といいますか内容について詳しく教えていただけたらと思います。

○太田子ども家庭課長

扶助費の不用額のご質問をいただきました。それにつきましては、平成24年度決算審査参考資料の 7ページをご参照いただきたいと思います。7ページ上段、民生費児童福祉費児童福祉総務費の中に、扶助費がございます。不用額が771万1,000円となっており、内訳に関しましてはここに記しているとおりでございますが、この中で大きなものとして、子ども手当が104万5,000円、児童手当が552万円となっております。

不用額として残った理由でございますが、子ども手当につきましては、24年の 2月、3月分を支給して、実際には終わっていますが、遡及して対象になる方に払うそういったケースがあることがございますので、この金額はそのために残しております。もう一方の児童手当552万円でございますが、確かに額としては大きい額ではございますが、支給額が 7億774万円でございます、支給額

に対する不用額の割合を計算しますと0.8%ということになっております。この2つが大きな要因として、扶助費が不用額となっております。

○畠堀委員

ご説明ありがとうございました。ご説明の中では、子ども手当については遡及実施の分があるので幾らか予算としても多くとっているということで理解しましたが、そうなりますと、大体例年そういう形での予算組みをなされているということでよろしいでしょうか。

○太田子ども家庭課長

平成24年度におきましては、子ども手当と児童手当がございます。本来24年4月からは児童手当ということで、子ども手当はないのですが、歳出でも説明しましたように、6月の定例払いで2月、3月の子ども手当を6月に支給するという形で24年度の事業となっております。来年度以降は、現状のままですと、児童手当のみの制度ということがございます。

○畠堀委員

ありがとうございます。理解することができました。続きまして、同じく同資料の125ページの予防費の同じく不用額のことですが、こちらについては所管外のものも含まれているという先ほどご説明があったわけですが、所管分の不用額の状況についてご説明いただけたらと思います。

○奥河内健康増進課長

不用額についてでございますが、平成24年度の決算審査参考資料の7ページの2段目に衛生費というのがございます。この中に予防費というのがあり、予防接種に係る項目がそれぞれ載っております。この不用額が出ました原因につきましては、インフルエンザ予防接種は10月から2月末までの医師会との契約、その他の予防接種につきましては4月から3月末までの契約となっております。このことから、なかなかその数字がつかみにくい、例えばインフルエンザの患者数が増加することも十分考えられますので、額を確定するのが難しい状況でございまして、このような不用額が出ているということでございます。

○畠堀委員

わかりました。ありがとうございます。もう1点ほど、主要施策の成果の118ページに、がん検診の受診率を向上させるという大きな流れの中で、がん検診の過去の実績がずっと載っているわけですが、この中で大変厳しい受診率が続

いているわけですが、24年度のがん検診の促進という観点から何か取り込まれたトピックス的な取り組みがあればご紹介いただけたらと思います。

○奥河内健康増進課長

がん検診の推進についてのご質問でございますが、主要施策119ページの(ア)の国庫補助対象事業というところに、大腸がん検診というのが右側でございます。これは平成24年度から新たに組み込んだ事業でございます。

それからその下に(イ)市単独事業というのがございます。40歳がん検診推進事業ということで、市単独の新規事業として、胃がん検診、肺がん検診を40歳の方に無料で実施したものでございます。

そのほかでいいますと、医師会のご協力によりまして、先ほどの国庫補助対象の大腸がん検診の検診時期につきましては、通常の大腸がん検診は12月末でございますが、この検診については2月末に延長していただいて実施をしております。そのほかには、がん検診受診促進の啓発をしているというところでございます。

○畠堀委員

ご説明、ありがとうございます。特に今、胃がん健診のところでは40歳の健診推進事業ということで取り組まれたということですが、このがん検診の受診率等については、対象は40歳の方が対象になるわけですが、そういったものを含めた市全体の進捗状況というのが118ページに記載されているということで、そういった取り組みが若干功を奏して昨年度は増えたのかなというようには、推移としては見ているわけですが、こういった意味での取り組みについては、引き続きでまた推進策をぜひお願いしておきたいと思っております。

○笹井委員

最初に、決算参考資料の12ページでございます。参考資料の12ページに、各種団体に関する補助金の状況というのがあります。福祉所管分は民生部と民生費と衛生費にも一部あるようでございます。福祉所管分で団体補助しているものについて、それぞれどのような内容に補助しているのか、そしてまた、その結果や効果というのが、そこは確認されているのかどうかお答えください。

○太田子ども家庭課長

それでは私のほうから、母子寡婦福祉連合会決算額 8万5,000円について説明いたします。この団体は、母子及び寡婦の自立のため会員間の交流を図り、福祉の推進のための活動をしている団体でございます。母子寡婦に関する制度

の研修や周知のための活動、あるいはボランティア活動、また子供を対象としたレクリエーションなどへの補助となっております。

結果や効果等の確認についてでございますが、嘱託職員でもある母子自立支援員が各種研修の同行やその他の活動にも関与しております。例年 3月には子ども家庭課と協同して母子家庭新入学児童の集いも開催しております。状況等の把握には努めております。

○笹井委員

ほかの補助についても、大体どういう団体にどういう内容を補助してどのように確認するか、その辺を続けてお答えください。

○古迫福祉総務課長

連合遺族会から、原水禁、母親大会、生活と健康を守る会、心身障害者各種福祉大会、それから障害者福祉推進協議会については福祉総務課で所管しております。心身障害者各種福祉大会というのは、事業費補助ということでございます。あとは運営費補助ということで行っております。

結果等は収支報告書それから活動記録等いただきまして、その辺の効果等を審査しているというところでございます。

○笹井委員

連合遺族会、母親大会ぐらいは何となく活動わかるのですが、原水禁とか、生活と健康を守る会、これはどういう活動に対しての補助でしょうか。

○古迫福祉総務課長

原水禁というのは、非核、恒久平和の活動ということをされておられます。それから、生活と健康を守る会というのは、生活困窮者、低所得者の日常的な支援を行っているということでございます。

○笹井委員

わかりました。衛生費についても補助がありますかお答えください。

○奥河内健康増進課長

衛生費の中で食品衛生協会の補助金でございますが、これにつきましては食中毒防止対策それから啓発活動を行っている団体でございます。平成22年度から補助金を見直し、毎年10%ずつカットはしているところでございます。内容につきましても確認をしております。それから、健康をつくる婦人の会ござ

いますが、主要施策の117ページをお願いできればと思います。117ページの 3、保健指導費の(1)に一般保健事業というのがあります。その下に、健康をつくる婦人の会というのがあります。これは連合婦人会、母子保健推進協議会、食生活改善推進協議会の3団体で構成されている団体でございます。24年度につきましては、伝えたい四季の味カード500部を作成し、各会員でありますとか小学校等に配布をしているところでございます。

○笹井委員

わかりました。この参考資料12ページは、他所管も含めて全部の補助金を出しておりまして、私も事業費補助に関しては理屈がつくからいいと思いますが、結構、運営費補助的みたいなものは、やはりその活動自体というのが把握されていないといけないし、それに見合ったルールというのが必要ではないかと思っています。金額が随分団体によって違います。活動が違うのだとは思いますが、この辺またさらに勉強して追及していきたいと思っています。

次にまいります。予算書の101ページですが、これ障害関係でございます。まず101ページの上から10行目ぐらいに、療養介護や短期入所、児童デイサービス、施設入所あたりが記載されているのですが、主要施策の成果の84ページに成果が並んでいるのですが、これ順番が全然違うし、事業的に突合するのかわからないのか、見てもよくわからないという状況ですが、この84ページ、この辺の記載については、何か並びに決まりがあるのでしょうか。どういうようにこれは書かれているのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

この並びでございますが、確かに決算書とこの主要施策の成果で並びが違っております。これ、過去からの経緯でこういうようになっておりまして、非常に見にくいということがございますので、その辺、改善をしていきたいと思っています。

○笹井委員

この件も私 2年前に委員会や本会議で指摘しまして、当時の財政課長さんと一緒にいろいろ相談しまして、決算の付属資料であるから基本的には決算の順でやるべきであるというようなことで一応大体見直されたと思いますが、部門障害のところだけは全然直っていないようなイメージがあります。これは決算の付属資料ですし、それがどうも障害だけ直っていないようなので、来年からここは改善をお願いいたします。

では次にまいります。同じく決算書の101ページで主要施策でいいますところ

の86ページ、87ページでございます。ここで、決算書で今101ページの中の説明で、タクシーについて、中段にあります高齢者・障害者用タクシー委託料について、これは何か、ふれ愛らくらく号ということで今説明があったとおりでと思いますが、下段のほうにあります福祉タクシー委託料、これ説明がなかったと思います。どういうものなのか、教えてください。

○古迫福祉総務課長

タクシー委託料でございますが、これは重度の障害者の方の移動手段ということで、タクシーの基本料金分のタクシーチケットを交付して補助をしております。その委託料ということでございます。

○笹井委員

わかりました。101ページの下段のほうはタクシーチケットで、中段のほうはふれ愛らくらく号の運行委託ということですね。その上でお聞きしますが、ふれ愛らくらく号を運行しているということですが、その運行の結果みたいなものが、主要施策の中で見当たらないのですが、どこか書いてありますか。なければ結果について教えてください。

○古迫福祉総務課長

平成22年度から申し上げますと、平成22年度が915件、平成23年度が834件、平成24年度が730件となっております。

○笹井委員

わかりました。この辺、主要施策を載せるか載せないかは、事業の大小の関係もあるから、全部載せるとこれが何倍にもなりますので、あるかなと思いますが、私としては、委託料で100万円以上の委託ですので、何か結果が資料にあると良いかなと思います。そして、主要施策の87ページに心身障害者福祉タクシー利用状況がありまして、これ879冊ということですが、上段のほうの説明に、こちらのほうは、発行、利用回数ともに増加していますという記載があるわけです。これ、このタクシー券の利用回数の増加状況についてもわかれば教えてください。

○古迫福祉総務課長

平成22年度が1万7,126回、それから平成23年度が1万6,779回、平成24年度が1万7,287回でございます。

○笹井委員

わかりました。去年に対して大分増加があるということですね。この福祉のタクシー券というのは、当然、利用者は障害者の方だと思うのですが、どうですか。他の制度なんかで結構タクシー券が何か家族とかよその人が利用していたというようなのが、他市他制度であったという報道もあるのですが、ここの部分のタクシー券というのは、本人利用についてどのようなルールでやっておられるのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

タクシー券の利用にあたっては、障害者手帳をお持ちでございますので、それに写真がついております。その障害者手帳の提示を必ず求めているということでございます。

○笹井委員

わかりました。では次、決算書の105ページにまいります。決算書の105ページの中ほど下、敬老事業で敬老事業行事委託料751万円というのがあります。これらは主要施策の成果を見ても何をやっているかの記載がないのでお聞きしますが、これはどういうことを実施されているのでしょうか。また、その何か参加人数とかそういった把握というのができるようなものなのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

敬老行事は70歳以上の方を対象に 8つの地区社会福祉協議会に委託をして開催しております。内容としましては、演芸、会食、記念品の配付とかそういったものを中心に、各地区において工夫を凝らして開催をいただいているところでございます。参加人数でございますが、昨年度でいきますと、市内全体で1,250名の参加になっております。ただ、昨年は台風の影響で 2地区ほど開催が中止になっております。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○笹井委員

では、引き続きまして質問を継続いたします。決算の107ページ、総合福祉センター管理運営事業、その中の詳細も記載されているところでございます。107ページのそのうちエレベーター保守点検、空調設備保守点検、保安警備委託料が決算で報告されておりますが、これらが、参考資料を見ますと参考資料は23

ページから入札の状況が全部載っております。それで、これに載っております。載っていないということは、入札ではなくて随意契約ということになるかと思うのですが、なぜこれらの事業は入札に出ていないのでしょうか。あと、実際どこの業者が事業を実施しているのかについても教えてください。

○古迫福祉総務課長

まずエレベーター保守点検委託料でございますが、これは長期継続契約ということで平成23年度に入札を実施いたしまして、3年の契約ということになっております。契約先は株式会社日立ビルシステムでございます。

それから2点目の空調設備保守点検委託料163万8,000円でございますが、これは「あいぱーく」の空調設備が施設の形状に合わせてオーダーメイドで設置しているということで、非常に構造も複雑であることから、設置業者であります株式会社三電に随意契約をしているものでございます。

それから保安警備委託料でございますが、これはシルバー人材センターに委託をしております。これは地方自治法の施行令に規定する随意契約のできる団体ということで随意契約をしているものでございます。

○笹井委員

わかりました。保安警備につきまして、市内の市役所の他の施設は、大体、今、入札でやっているわけでございますが、今のお話ですと、シルバー人材センターへの委託ということで、それであれば随契は仕方がないかなと思っておりますが、一方で、随契の場合は、経費の節減に向けての努力というのは、入札効果が図れませんので、その所管課が努力しないと、費用が前のままだったりします。この保安警備委託について、そういった費用の効率性あるいは低減に向けた努力というのは取り組まれているのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

これにつきましては主に人件費2名体制で行っておりますので、その人件費の積み上げということで行っておりますので、その削減ということの努力はしていません。

○笹井委員

人件費2名ということは、これは閉庁時間、夜とか休日とか2名宿直がいるということでしょうか。その今の2名というのはどういう配置されているのか教えてください。

○古迫福祉総務課長

平日は午後 5時15分から午後 10時まで、それから土日、祝日につきましては午前 8時から午後 10時まで 2名体制で常時警備しているというのでございます。

○笹井委員

市役所などですと、夜間祝日でも例えば結婚届の受付とかほかにも幾つかの仕事があって宿直の方がやっておられるかと思いますが、この総合福祉センターの警備というのは、純粹に建物施設に人が入らないような、不祥事がないような警備だけなのか、それとも何かそこを警備してやる業務があるのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

貸し館業務と電話対応の業務をさせていただいております。

○笹井委員

わかりました。確かに土日でも使っているところはあったかと思えます。

次の質問にまいります。主要施策の成果93ページに憩いの家の利用状況の数字があります。先ほどの報告の中でも数字の説明があったかと思いますが、西部が 2万7,000人、東部が 1万4,000人ですか。これ、延べの数字だと思いますが、これ実際に頭数でいうとどれぐらいの人数が利用しているのかわかりますか。また、入浴の数字は、入浴はまた説明がありましたが、入浴以外に今、実態としてどのような利用がされているのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

実利用人数でございますが、これについては把握ができておりません。それと利用状況でございますが、利用につきましては東部憩いの家、西部憩いの家で、体操あるいは囲碁、将棋、カラオケ、そういったいろいろな活動に利用させていただいている状況でございます。

○笹井委員

わかりました。憩いの家については、過去からコミセンの建設計画、中にあわせたらどうかとか、あるいは学校施設がああいったところに使えないか、いろいろな質問とか話はあがっておりますが、実際そういうようにはなっておらずに現状になっております。一応確認ですが、今、市役所が行っている公共施設マネジメントのこの中の対象としては、これはきちんと取り上げられてい

るのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

対象施設となっております。

○笹井委員

わかりました。対象施設となっているということでありますと、先ほど言った実人員についても、議会答弁できちんとそういうこともできるだけ調査していきたいという回答があったかと思imasので、いずれはつきりすると思imas。そこら辺のデータをもとに、市内全体の公共施設マネジメントの中で、この施設も先々どうするのかというのをそろそろ方向を出さなければいけないと思imasので検討をお願いします。

次の質問ですが、主要施策の成果の95ページに三島温泉健康交流施設の報告があります。入館者数が4万6,862人ということで、これは年度の数字だと思imasのですが、これ、三島の報告というのは今回新しく初めてここに出てきたわけですが、例えばこの売り上げとか、あるいは中でのデイサービスみたいなものをやっておられるかと思imasが、その辺の利用状況というのはこの報告書で報告はされないのでしょうか。

○古迫福祉総務課長

このたびの決算では人数のみの掲載をしておりますが、透明性を確保するという観点からも、収入額等を載せる必要があると思imas。どのような内容を掲載していくかということは、また来年度の検討課題ということで検討していきたいと思imasしております。それからデイサービスでございますが、これにつきましては平成25年度から「ゆーぱーく」で利用しておりますので、このたびは掲載しておりません。

○笹井委員

わかりました。これも光市の目玉施設ですし、割と今のところ順調な成果ということを知ってはおりますが、それがやはりこの決算の資料でもわかるような報告を、来年以降改善をお願いいたします。

次に、主要施策の成果の102ページと103ページでございます。家庭児童相談事業についてですが、まず102ページの一番下を見ますと、通告相談件数が昨年19件に比べて今年は24件と増えていると、また103ページを見ますと、協議会の協議件数が昨年92件に対して262件と随分増えておりますが、この増加の原因について教えてください。

○太田子ども家庭課長

通告相談件数でございますが、これにつきましては年度によりまして増減しております。その要因については、分析できない、わからない状況ではございますが、相談等につきましては、個別のケースそれぞれについて今後とも真摯に対応してまいりたいと考えております。

それともう 1点、要保護対策地域連絡協議会で協議した件数のご質問でございます。これにつきましては表の下に付記しておりますが、23年度から市の教育委員会、児童相談所、健康増進課、子ども家庭課が集まりましてこの会議を実施しております。23年度は第 1回目の会議ということで92件でございます。24年度は 3回開催をしましたので件数が増えておりまして262件となっております。

○笹井委員

わかりました。まず102ページで件数が増えていること自体は、これは別に悪いことでも何でもないというか、やはり調査して漏れて件数が増えるのは逆に喜ばしいとも思っておりますし、漏れないようによく調査、相談を受けていただきたいと思えます。この中身を見ましても、何か田舎ではないような、東京のほうの話かなと思うような件数も数字的にも出てきておりますので、この深刻さというのは私も改めて認識しております。また103ページの今の回答でありますと、去年、年 3回協議されたので、その分回数が増えているということでございます。こちらのほうは行政の対応としてやはり 1回で済ますのではなくて、その後のアフターフォローとか変化もありますので、きちんとした対応をお願いしたいと思えます。

次、主要施策の成果の107ページの中段に児童遊園地の管理事業があります。これはここに上がっている数字はあくまでも、修繕、撤去、更新、新設の数だけですが、児童遊園地に関しては昨年事故の補償金の計上の話もありましたし、あれは調査の調査事業が実施されて調査された年もあると思えますが、この辺の遊具の点検の結果というのはどうなっているのでしょうか。所管外、そうですか。

○土橋委員長

続けてどうぞ。

○笹井委員

これ所管外です。失礼いたしました。ではあと 2つ 3つありますが、142ページ休日診療所、これはいいですか。休日診療所からの 二次搬送の件数なんかも

ありますが、休日診療所に対応できる疾病、あるいはこれ以上対応できないよ
うその辺の区分というのはどういようになっているのでしょうか。

○奥河内健康増進課長

休日診療所は休日等におけます 一次医療を担う診療所でございます。医師の
判断により診療所に対応できないというケースにつきましては、対応可能な病
院への紹介、あるいは場合によっては救急車による搬送ということもございま
す。

○笹井委員

一次医療と言われますが、一次二次と言われてもなかなかわかりづらいとこ
ろがあるのですが、もう少しわかりやすく、こういうものなら何とかなるが、
これ以上は無理だというのをわかりやすく教えていただけますか。

○奥河内健康増進課長

具体的にということでございますが、24年度の事例を見てみますと、例えば
大腿骨骨折でありますとか、ヘルニアでありますとか、脳梗塞でありますとか、
そういったケースについては救急車で対応しているというような状況でござい
ます。

○笹井委員

わかりました。では次に、決算書でいうところの105ページ中段に、高齢者就
労事業87万円があります。先ほどの説明で、具体的な事業については建設部で
も掲上されているということですが、またがっておりますので、質問して答え
られる部分については教えてください。高就労の事業の報告については、主要
施策の成果の186ページに建設部に事業成果の報告があるわけですが、これにつ
いて勤労者数が1万1,096人ですが、これ、「延べ」だと思います。これ、実人
員は何人になるのでしょうか。

○中邑高齢者支援課長

74人でございます。

○笹井委員

わかりました。次の、ここで10カ所の清掃費、除草ということになっていま
すが、この10カ所の内訳、箇所名とか、あるいはこれ、人数とか事業費が分
けられれば教えてください。

○中邑高齢者支援課長

事業費につきましては建設部所管になりますので、私のほうからは作業箇所に従事する従事者数についてお答えをさせていただきます。

まず、室積の御手洗が 8人、同じく市場が 7人、新開 11人、光井地区になりますが、光井東 8人、光井西 8人、島田地区に行きまして、市民ホール 6人、次に三井地区の今樹 2人、浅江地区で光駅前 9人、西河原 9人、それと浅江 4丁目の旧マミー通り 6人です。

○笹井委員

今聞いてみますと、大体が公園かなと思うのですが、旧マミー通りというのは、大体どこら辺で何をやっておられるかわかりますか。

○中邑高齢者支援課長

まず、島田川右岸の国道188号線から海側の緑樹の植え込み帯の除草作業、それと旧マミー通り、今のマックスバリュー等があるところの国道から海側に向かっていく通りの植え込み帯とかが、作業場所となっております。

○笹井委員

場所はわかりました。あと、これの中身の事業の積算とか、 m^2 とか、その辺も聞いてみたいのですが、これは建設部に聞いたほうがよろしいということですか。わかりました。

では次の質問にまいります。最後の質問です。参考資料の14ページに債務負担行為の状況というのがありまして、これ、企画課財政で取り扱っている資料かとも思いますが、3番目に大和福祉施設整備資金というのがあります。大和福祉施設、これは何ですか。

○古迫福祉総務課長

大和あけぼの園でございます。

○笹井委員

わかりました。予算書を見ると、大和福祉施設ではなくてあけぼの園で出ているようです。であれば、この借りたときの名前そのままなのかもしれませんが、せめて備考欄にきちんと施設名を書いていただかないと突合もできないし、名前だけ聞いても、そんな施設があったかなということになりますので、この辺来年から備考欄があって、わかりにくいものは説明をしていただければと思うのですがいかがでしょうか。できますか。

○古迫福祉総務課長

わかりやすく掲載するように、関係所管と調製したいと思います。

○笹井委員

終わります。

○大田委員

まず歳入のほうからお聞きしたいと思います。27ページで、児童福祉費負担金の中で、保育所入所児童保護者負担金の過年度分が139万1,000円の収入になっているのですが、先ほどお聞きした中では、えらい数字が低いように思っているのです。それで、収入未済額も2,182万7,000円と上がっているのですが、その取り立て言うたら言葉が悪いのですが、収入にするには、何かやっておられるのでしょうか。

○太田子ども家庭課長

ただいま委員お示しのとおり、過年度分につきましては収納率が下がっておりまして6.1%ということになっております。なかなか、卒園されるとその未納の保育料の徴収が難しいということもございまして、徴収につきましては夜間徴収も含め、市外に出ている方もいらっしゃいますので、管外に出て徴収することにも努めております。日々努力しているわけですが、日常の業務の中で、徴収をしていかなければいけないといったところもございまして、こういった形になっております。今後とも、夜間徴収等の回数を増やすなど、さまざまな対策に取り組んでいきたいと思っておりますが、課題として受けとめさせていただきます。

○大田委員

よろしくお聞きしたいと思います。それから決算書の中の121ページの備考欄で、仮設許可申請業務委託料、仮設園舎借上料、保育園施設整備工事、説明でお聞きした中で浅江東保育園と思うのですが、仮設園舎借上料は多分、地震対策で耐震強度がないから仮設園舎を借り上げて仮につくってと、現在そのようになっていると思うのですが、地震の強度がない建物は今後どのようなになっているのでしょうか。

○太田子ども家庭課長

浅江東保育園の耐震のことです。23年度に二次診断を実施いたしました。その中で特にi s 値の低かった浅江東保育園の2階建て園舎、これにつ

きましては早急に園児の安全を確保する必要があるということから、それに対応する仮設園舎を、園の横に建てております。それとともに24年度におきまして公立保育所施設耐震化推進計画を策定いたしております。この計画に基づきまして、耐震性があると診断されたみたら保育園を除く3園につきまして、平成25年度から30年度にかけて改修を行うことにしております。本年度は浅江東保育園の実施設計を行い、来年度耐震工事を行うこととしております。

現在の進捗状況でございますが、実施設計の入札及び契約を5月に済ませておりまして、この成果に基づき、来年度耐震工事を実施してまいりたいと考えております。

○大田委員

今の説明ですと、今年度から耐震化工事に入りますよということですね。それで解してよろしゅうございますね。

○太田子ども家庭課長

今年度実施設計をしまして、来年度に耐震工事といった運びになります。

○大田委員

了解しました。なるだけ早く耐震工事を済ませてください。それと133ページ、先行委員も聞かれたのですが、休日診療所の運営と早口でよく聞き取れなかったもので、もう一度説明をお願いしたいと思うのですが、医師会と、たしか山口県薬剤師会ですかね、それとニチイに出されたらと、その3種類だったですかね。

○奥河内健康増進課長

診療業務等委託料の件だと思います。これについては、診療業務等委託料の内訳でございますが、医師会に1,406万2,000円、それから薬剤師会に282万1,500円、それから医療事務、これが283万6,070円の内訳でございます。

○大田委員

これは年額と思うのですが、1日当たりいくらですか。

○奥河内健康増進課長

医師のほうは1日8万9,000円、それから年末年始、お盆につきましては、これが倍になります。それから薬事業務につきましては通常1人体制でございますが3万1,350円、年末年始は2人体制ということです。それから医療事務の委託につきましては受付会計事務が月に16万4,865円掛ける12カ月というところ

で、診療報酬請求事務が、これが75万8,774円、これは総点数掛ける10円に消費税を掛けたものということでございます。

○大田委員

医師は8万9,000円。一日 1人で8万9,000円ですか。

○奥河内健康増進課長

そうでございます。

○土橋委員長

1,400万円で勘定合いますか、奥河内課長。

○奥河内健康増進課長

8万9,000円掛ける 2人体制です。

○土橋委員長

今 1人と言うたでしょう。

○奥河内健康増進課長

医師 1人が 8万9,000円でございますから、内科、外科ありますので2人ということになります。

○大田委員

内科が 1人、外科が 1人、計 2人体制ということですね。

○奥河内健康増進課長

そういうことでございます。

○大田委員

2 人体制で 8万9,000円わかりました。

次に、工程表の24ページ、保育出前講座の実施で、実施回数が 6回、参加者が446人と言われて、訂正で278人とえらい少なくなったのですが、この446人と初め私はずっと思っていたのですが、これどういうことですか。どういう講座を行っておられるのですか。

○太田子ども家庭課長

まず数字の誤りの件でございますが、これにつきましては単純な誤りでございます。出前講座の内容につきましては、それぞれ地域に出かけていきまして、手遊び、紙芝居、あるいは外遊びなどについて、未就園児とともに実施をしております。

○大田委員

次に、19ページのサポート事業についてお聞きしたいのですが、サポートは24年度が20回で、受講者数が1,278人で、総合計5,020人と。成果が1,278人サポーター育成しましたと。サポーターとはどういうことでございますか。

○瀬上地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

認知証のサポーターとは何かというご質問でよろしいでしょうか。認知症サポーターにつきましては、認知症の方を理解して、認知症の方を地域の中で支える方ということになっております。

○大田委員

私、一般質問でもしたように、認知症に対する介護、要支援、支援するとかいったそういうような感じのサポーターの人ではないわけですね。

○瀬上地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

はい。大田委員がおっしゃるような役割を持った方ではありません。認知症の方を理解して、その人のために何らかの手助けをする、認知症の方、またはその家族のために、自分ができることをやる方が認知症サポーターでございます。

○大田委員

その中から、私が言ったような、認知症の家族やらのサポートするのを育成するような、今から思いはお持ちではないでしょうか。

○瀬上地域包括支援担当課長兼地域包括支援センター所長

今、実際的に、認知症サポーターは5,020人と多くの方にサポーターになっていただいております。しかし今、大田委員の言われるような、実際的にマンツーマンとかで認知症を支える方というのも必要であると感じております。今後につきましては、そのような、もう少し深くサポートをする方というものを育成したいとは考えております。検討させていただきます。

○大田委員

ぜひともそのように努力してください。よろしく願いいたします。
終わります。

○田中委員

何点かお聞きしたいと思います。決算書の99ページの自立支援給付事業についてですが、障害者自立支援審査会委員報酬というものが96万8,000円上がっているのですが、これは、委員は何人ぐらいで、何回ぐらい審査会を開かれているのか教えてください。

○古迫福祉総務課長

委員は 5名でございます。それから回数でございますが、毎月 1回ということで 12回でございます。

○田中委員

わかりました。続いて、その下の手数料が163万6,473円上がっておりますが、これは何に対する手数料でしょうか。

○古迫福祉総務課長

これは自立支援給付に係る事務手数料ということで、国保連とか後期高齢者連合会だとかそういったところの事務手数料ということで支払っているものでございます。

○田中委員

そしたら、外部に頼んで作成していただいたり、外部にお願いしているという認識でよろしいですか。

○古迫福祉総務課長

システム的にはいろいろな施設がございますので、それで国保連に一括請求をいたします。それで国保連が仕分けをして各市に請求をしてくるということでの手数料でございます。

○田中委員

請求が上がってきたものに対して支払いをしているということですか。

○古迫福祉総務課長

そういうことでございます。

○田中委員

そしたら次の101ページの同じようなものになるのですが、サービス利用計画作成費というものが131万5,811円上がっているのですが、これはたしかご説明の中で48名分とかいう説明があったかと思うのですが、これは、作成をしているのはどこが作成をされているのですか。

○古迫福祉総務課長

これは事業所でございます。

○田中委員

事業所というのは。

○古迫福祉総務課長

障害福祉をやっている事業所でございます。

○土橋委員長

わかるように、お互いがやっってくださいね。即答するのはよいが、相手から聞かなきゃ、答弁にならんから。

○古迫福祉総務課長

相談支援事業所が作成をしております。

○田中委員

わかりました。現場でつくったものに対してお支払いをしているという考えでいいのですか。

○古迫福祉総務課長

介護保険と同様にケアマネージャーのような形で、事業所から訪問調査も含めて、相談しながら計画書をつくっているという状況でございます。

○田中委員

わかりました。続いて決算書の105ページの地域福祉支援事業で、ことぶき教室設置委託料があるのですが、ことぶき教室というのはどのような教室でしょ

うか。

○中邑高齢者支援課長

これは各地区の老人クラブ連合会さんがその会員さんを対象として、学習とか文化活動とかそういったものを、講師を招いたりとかして教室を開くなど、各地区が工夫を凝らしておこなっているものでございます。

○田中委員

そしたら今いう公民館とか地域コミュニティーとは関係なく、老人クラブが単独でやられていることに対して委託料を支払っていると考えてよろしいですか。

○中邑高齢者支援課長

委託先は各地区の老人クラブでございます。

○田中委員

わかりました。あと事業についてお聞きしたいのですが、主要施策の成果についての99ページの「パパ出番ですよ！」についてお聞きしたいのですが、目的が父と子の触れ合いの機会を増やすということで企画実施されているのですが、この参加が、親子46組の、父親13人、母親40人ということで、結果的にはお父さんの出番が少なかったような感じがあるのですが、この事業に対しての反省といいますか、振り返っていかがなものかお聞かせください。

○太田子ども家庭課長

「パパ出番ですよ！」これにつきましては、親子体操を父親と一緒にするといったことで、父親も育児の参加についての意識の醸成を図っていかねばいけないということを目的にやっております。その一環としてやっているわけですが、確かに言われるように、4回の開催で104人ということであれば、1回が二十五、六人の参加ということで、少ないといえば少ないわけですが、意識の醸成のためにこういったことを地道に続けていくことが、やはり父親の育児参加の足がかりになるものではないかと考えております。

○田中委員

最近でも「イクメン」とかいう言葉もあって、父親の育児参加が社会的にも追い風が吹いているので、ぜひ事業のとおり父親の参加が増えるように、これからも改善して取り組んでいただければと思いますのでよろしく願いいたし

ます。

【討 論】：な し

【採 決】：全会一致「認定すべきもの」

②追加認定第 9 号平成24年度光市介護保険特別会計歳入歳出決算について

【説 明】：中邑高齢者支援課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：な し

○土橋委員長

この際、暫時、副委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

○大樂副委員長

それでは暫時、委員長の職務を行いますのでよろしくお願いします。

【討 論】

○土橋委員

この24年の予算のときにはいろいろなものが値上げをされまして、介護保険につきましても同じように 3年に 1度の改定でありました。デフレで給料や年金の額というのが下がっているのに公共料金だけを次々と値上げをしたそういう年でもあったわけでありまして。私は当初予算にも反対をしておりますので、今回出されました追加認定第 9 号については反対をいたします。

【採 決】：賛成多数「認定すべきもの」

○大樂副委員長

それでは、委員長席を、委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

以 上

環境福祉経済委員会記録

平成 25 年 10 月 4 日（金）

14:12～16:05

第 1 委員会室

3 環境部関係分

（1）付託事件審査

①追加認定第 4 号 平成 24 年度光市一般会計歳入歳出決算について （環境部所管分）

【説 明】：山根環境政策課長、岡本環境事業課長、大成深山浄苑長、
松本環境部次長兼下水道課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○畠堀委員

ご説明をいただきましてありがとうございました。2点ほどお伺いしたいと思います。まず 1つは、主要施策の成果について資料の144ページですが、理解を深めるためにご説明をいただきたいと思いますが、エコショップ認定制度、始めて 3年たっているわけですが、どのようなお店が認定されておりまして、具体的にどういうことを目的に、今、取り組まれているのか、そして、周知PRに努めたということですが、どのようなことに取り組んでこられたのかご説明いただけたらと思います。

○岡本環境事業課長

エコショップ認定制度につきましては、現在、9店舗認定されており、室積地区がマックスバリュ室積店、トイランドさわい、浅江地区がマックスバリュ浅江店、高山石油ガス光営業所、イオン光店、虹の文具館、上島田地区がミコー島田店、大和地区が丸久岩田店、丸久ピクロス岩田店となります。認定基準の取組みについては、レジ袋等の削減のための取組、生ごみの堆肥化等によるごみの減量及びリサイクルに関する取組、紙パック、食品トレイ、空き缶、ペットボトル、乾電池等資源物の店頭回収等その他 7項目の取組をしている店舗となります。24年度の取組としては、エコフェスタ開催時のエコショップスタンプラリーの実施や認定店での廃電池の店舗回収への取組を開始しました。今後も引き続き、エコショップ認定制度を充実させ、エコショップの認知・普及を図ってまいります。

○畠堀委員

特に今年はエコフェスタがうまくいかなかったので、その辺のPRがうまくいかなかったところもあるのではないかと思います。広く自分たちの日常生活に接したところでの意識の高揚という観点からすると、もう少し何か市民にアピールなりすることも必要かなと思いました。ご説明ありがとうございました。次に、もう1点、同じく同資料の147ページにございますまちかど環境美化推進事業でございます。これについては実績として472万2,000円というお金が拠出されたということで先ほどご説明があったわけですが、その費用のここ数年間の推移といたしますか、一昨年度と比べて、増えてきているのか減ってきているのか、そのあたりどのように評価をなされているか教えていただけたらと思います。

○岡本環境事業課長

まちかど環境美化推進事業につきましては、委託料は前年度と変わっておりません。これは、平成11年度から開始しておりまして、雇用対策の一環として始まったものでございます。島田川周辺や、虹ヶ浜、室積海岸を中心として、作業員6名が月8回実施しているもので、委託先はシルバー人材センターに委託しており、自然環境の保全に大きく役立っております。

○畠堀委員

資料の中では、そうした集めるごみの中には、テレビだとか大型の物も入っているわけですが、同じく取り組みがなされております。ふれあい訪問収集ということで、粗大ごみ等の収集をやっておられますが、これと重複するようなごみが不法投棄されているというようなケースというのはあるのでしょうか。

○岡本環境事業課長

ふれあい訪問収集は、粗大ごみの分解ができないごみとか集積所に出せないごみを自宅にお伺いして収集しておりますが、現在は、ほとんど2週間以内には対応できている状況ですので不法投棄に繋がることはないと思います。

○畠堀委員

わかりました。資料の中では、まちかどの清掃の中には大型ごみがあるということで書いてありましたので、きちんとふれあい訪問収集で、きちんとお金を払って収集してもらっている方と、不法投棄される方と、そういう方がいるようであれば、もっと啓発活動が必要ではないかなと思ったところもあるわけですが、いずれにいたしましても、まちかど環境美化推進事業でまちをきれい

にしていくということも大事ですが、出させないということも大事だと思えますので、そういった意味での啓蒙活動も必要ではないかと思いました。

○笹井委員

では四、五点ありますので、1個ずつ行きたいと思えます。環境部、まず、主要施策の成果の145ページ、同じくふれあい訪問収集についてですが、件数が出ておまして、去年が388件、今年は426件と大分増加しております。この理由とか環境の変化について教えてください。

○岡本環境事業課長

この本事業につきましては、ごみの分別事典への掲載や、ホームページによる周知を初め、ごみ減量等推進会議や、ごみ分別講座の際を活用して周知に努めております。そのような啓発活動により一定の成果があらわれているものと考えられるところでございます。

○笹井委員

ふれあい訪問収集については、結構、市役所に予約の電話をしても、多いので予約の日がちが先になる状況があるというように、過去の委員会で説明があったと思えますが、その辺はどうですか。改善はされたのでしょうか。

○岡本環境事業課長

平成24年度は1カ月先までお待ちいただくケースもございましたが、今年度から取り扱い可能件数を最大10件から16件に増加させたことによりまして、ほとんど2週間以内には対応できている状況でございます。

○笹井委員

わかりました。2週間ですと1カ月なら確かに長いなと思えますので、2週間でも結構長いかなと思うのですが、改善されたというのはよくわかりました。

次に、成果の148ページ一番上に、ビーチクリーナーについての説明がありました。ビーチクリーナーについて、この参考資料に入札とかの結果が出ていますが、これ載っていませんので、随契だと思えます。お聞きしたいのですが、まず、ビーチクリーナーというのはどのような機械ですか。あと、清掃量の推移はどうなっているのか教えてください。

○岡本環境事業課長

現在のビーチクリーナーはユンボのことでございまして、汎用機械で流木等

の処理に対応でき積み込み作業もできる油圧ショベルをビーチクリーナーとして使用しております。それからごみの清掃量の推移でございますが、ごみの清掃量については平成22年度の可燃ごみが68.72トン、不燃ごみが7.42トン、計76.14トン。平成23年度の可燃ごみが56.60トン、不燃ごみが10.33トン、計66.93トンでございます。平成24年度の可燃ごみが59.70トン、不燃ごみが9.83トンで、計69.53トンでございます。平成25年度8月末現在で可燃ごみが32.685トン、不燃ごみが0.96トン、計33.645トンの状況です。

ごみの量は、台風や豪雨等の状況により大きく変わります。近年、台風等の影響がないため一定となっておりますが、平成25年度は今後の台風等によりますが、今の時点では例年に比べ増加している状況でございます。

○笹井委員

ビーチクリーナーは、今の説明で、ユンボで汎用機械というようにお聞きしました。過去のビーチクリーナーは、荷台がついていて、何か難しい機械だったときも大昔はあったかと思いますが、現在、ユンボ、バックホーとかショベルカーといわれているものですね。この清掃の委託が入札に上がっていないということは随契ですが、何で随契ですか。入札にできない理由がありますか。

○岡本環境事業課長

これはビーチクリーナーの入札のことですか。入札というのは委託料の関係ですね。今、随契ということで行っておりますが、今後は契約方法等の見直しが必要なことから、いかに効率よくコストを縮減し、処理するために、清掃時期とか清掃方法等の抜本的な見直しの整理を現在、行っているところでございます。

○笹井委員

それ以外に、随契ではなくて入札化に向けた取組ということでしょうか。それとも随契のまま、その中で中身を見直していくということでしょうか。

○岡本環境事業課長

入札に向けた取り組み、抜本的な見直しを今整理しているところです。

○笹井委員

わかりました。他の市の施設とか公園の掃除とかも、随契だったものがここ2年ぐらいで随分入札になってきまして、私もこの部分というのは、現在の汎用機械を使ってする清掃ということであれば、幅広く業者が参入できる機会をつ

くって、入札という公正公平なやり方で決めるべきだと思いますし、入札に向けて取り組まれているということがわかりましたので、また今後の成り行きを見守っていきたいと思います。

次に、主要施策の成果の149ページ、し尿処理費についてお聞きしたいと思います。149ページの一番下段に、し尿処理事業、深山浄苑への実績がありまして、生し尿が平成23年に3,231、平成24年に3,100と、前年度から比べると随分増えているのですが、この理由はなぜでしょうか。

○大成深山浄苑長

23年度、24年度の増加分については、大手企業の工場建設あるいは改修工事等のための作業員の仮設トイレが設置されたためと思われます。作業員が多いときで1,000人以上いたということを業者の方から聞き取りしました。

○笹井委員

わかりました。それでこの2年間だけさらに前と比べると増えているわけですね。深山浄苑についても結構大きな公共施設ですし、ほかのごみ環境関係の施設を見ますと、結構長寿命化工事に取りかかったり、これから計画をつくったりというようなところがあるわけですが、深山浄苑については、この長寿命化の対応、こういったものは必要ないのでしょうか。

○大成深山浄苑長

長寿化対策についてお答えいたします。施設稼働後15年たちますが、今のところ特に設備及び機器等に問題ありません。

施設の維持管理につきましては、機器整備の総括表を作成し、計画的な保守点検整備を長期的スパンで行っており、財政的にもなるべく平準化を図りながら実施し、機器の性能維持に努めています。整備計画表を10年後まで作成していますが、今後については下水道浄化センターへのつなぎ等も勘案しながら計画していく予定でございます。

○笹井委員

今の話で、浄化センターへのつなぎも今後は考えるということで、これは、私は新しい動きでいいことではないかなと思っています。ただ、下水道の普通のここら辺で管で拾って流すものと、生し尿というのは、大もとは一緒のものも結構ありますが、形質とか水分量とか違うと思います。その辺はどうか。簡単につないだら一緒に浄化センターで処理できるもののでしょうか。それとも何かいろいろ技術が要るのでしょうか。

○大成深山浄苑長

技術的には、センターへのつなぎ込みというのは、やはり規制基準があります。ですが、今のところそのままでは当然、今の規制基準に合わないものですから、例えば前処理等を行ってそれを薄めていくとか、それから最終段階で今の放流水をそのまま下水につなげるということも考えられるのですが、それだとコスト的に何の意味もないと、いろいろなことを勘案しながら今後また検討していくことだと思います。

○笹井委員

わかりました。浄化センターのほうはまた所管が違いますが、長寿命化についての取り組みをこれから考えていくということでございましたので、その辺でまた議論を深めていければと思います。

○亀井環境部長

若干の補足をさせていただきたいと思います。今、課長のほうから申し上げました、委員もご提言の浄化センターというのは確かに一つの手法としてございますので、今後、深山浄苑が大規模な基幹改良をして、他の施設を見ますと建設時の3分の2以上の経費がかかったような例もございますので、それをやるべきかというような検討の中での一つの選択肢として研究を進めていきたいテーマではあると認識を持っております。必ずしも、浄化センターに希釈して投入するというのは実際できるかどうかもわかりませんので、課題として研究してまいりたいと考えております。

○笹井委員

当然研究はされると思いますが、ただ、その時期については、つまり深山浄苑が古くなった時期ということになると、まだ10年、15年先のことになると思います。一方で、浄化センターは長寿命化が今年度予算で計画策定料が計上されておりますし、これは近々に研究をされることだと、計画を策定していくことですから、そういう将来的なことについても、もう今年、来年ぐらいからできるかできないかは研究結果ですが、やはり取り組む必要は私はあると考えております。そんなに先のことではないという、あとは研究していただきたいと思えます。

引き続き質問です。今の説明で、ごみについて聞きます。135ページで、ごみ収集・処理委託料を今の説明と推移の中で、パッカー車の委託が、可燃ごみが、光が4台と不燃、大和は全部委託というように聞きました。違ったら訂正してください。お聞きしたいのですが、今、直営部分がどれぐらい、何台分ほ

ど残っているのか、またその直営分についての将来の委託についても、方向が決まっておいたら教えてください。

○岡本環境事業課長

現在、直営分は 3台で収集しております。将来的にはまだ当分先、計画はございません。

○笹井委員

わかりました。直営は、しばらくは今のままということですね。民間委託部分については、これは入札にかけておられる部分が全部なのか、随契の部分があるのか。今の 4台とか大和分とか、それはどのような小分けで委託の業務に出されているのでしょうか。

○岡本環境事業課長

光地域の可燃ごみでございしますが、民間委託に今 4台出しておりますが、平成21年の 3月に 2台分当初行いました。これは合特法の支援業務として 2台を出しました。それから平成24年の 3月に、入札によりますところの 2台を出しております。光地域の不燃ごみにつきましては、今、熊谷興業と光運送ですが、熊谷興業は合特法の支援業務として出しております。光運送は随契という形で行っております。大和地域につきましては、大和清掃興業は合特法の支援業務として出しております。大和中高年は随契という形で行っております。

○笹井委員

わかりました。合特法については、合特法の設立の経緯と趣旨がありますので、それにのっとって発注されるのは、これはその法がありますのでええかなと思うのですが、今言われた光運送とか中高年ですかね。これは随契と聞きました。ここの部分はどうして随契でしょうか。入札にはならないのでしょうか。

○岡本環境事業課長

今この随契の理由につきましては、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」の第 6条の 2第 2項及び同施行令第 4条は、市町村が一般廃棄物の収集運搬または処分を市町村以外の者に委託する場合の基準を定め、「受託者が受託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に関し相当の経緯を有する者であること」、それから「委託料が受託業務を遂行するに足る額であること」等と詳細に規定してあります。また、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性に鑑み、経済性の確保等の要請

よりも業務の確実な履行を重視しており、委託業務が適切に遂行されるように配慮していることから、現在は随契という形で行っております。このあたりの今後の契約のあり方については、また契約関係部署と調整してまいります。

○笹井委員

わかりました。現在随契ということですが、これも私は、ほかの業者も含めて入札にできる部分だと考えております。市役所全体でも見直されているかと思えますし、今の答弁で先々そういうことも考えていくというように私は受けとめましたので、今後の進展を見守りたいと思います。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「認定すべきもの」

②追加認定第 7 号 平成 24 年度光市墓園特別会計歳入歳出決算について

【説 明】：山根環境政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

では、監査委員の意見書の56ページから、墓園についての監査のページがありますので、ここを見て質問をいたします。

監査意見書56ページの下から 2段目に、歳入の状況のところの前年度に不整形分与で88区画を新規造成し、既存の返還と合わせて94画の使用許可を行ったということです。同じく58ページには残区画面が今の説明であったように西部は6ですかね、ということですから、基本的にこれは94区画ほとんど売れて、残りが6という理解でよろしいでしょうか。

○山根環境政策課長

88区画につきましては、不整形区画が2区画ありまして、その部分を貸し出してはおりませんが、除く86区画については、23年度中に全て貸し出しを行っております。現在は返還された区画についてのみ貸し出しをしております。残り6区画となっておりますが、これは24年度末時点で6区画残っておりますが、既に申し込みをしておられる方がいらっしゃいますので、申し込みされた

順番に、順次貸し出しをしているところでございます。

○笹井委員

わかりました。前年度に88区画売れたということで、その監査の資料の56ページですと、前年度は黒字になっているわけですが、今年度は収支がそうは言っても赤字になっているわけです。この墓園特別会計は、繰り上げ充用とか欠陥補填があつて、私もよく全体が捉まえにくいのですが、23年度につくってもうそれは売れたと、収入は入ったということになると、もう今後、24年、これ以降はずっと赤字のまま、赤字がどんどん広がっていくということになるのでしょうか。

○山根環境政策課長

現在としては、不要になった方から返還を受けて、それを貸し出しております。返還部分につきましては、墓碑が設置されていない部分については当時いただいた使用料の50%をお返しして、墓碑が設置された部分については当時いただいた使用料の30%をお返ししております。これが歳出の償還金になっております。それから、それに対する新たな貸し出しを行いますので、それは今の永代使用料と永代管理料をいただいておりますので、実際に返還が多くあつて貸し出しができれば、黒字になる可能性もありますが、現状としては非常に難しい状態であろうかと思えます。

○笹井委員

去年まで私も、88区画新規でつくって全体のパイが広がるから、その中でやりくりしていったら、私は単年度で黒になるのかなという甘い期待を持っておったのですが、今どうもそれは全部売れて残っているのは不整形と6区画ということで、しかも永代でもらつて、だから次に売れるのは、それは返還があつたところ、お客さんがもう要らんとつたところをまた売り直す以外に収入増がないということになると、もうこのまま赤がこれから積み上がっていくのではないかと十分予想されるわけです。そうすると、やはりこの辺の対策を今後練っていかないと、単純に会計が赤になっていくと。地方自治の特会まで含めて割と厳しい目で見られていますし、また繰り上げ充用があるというのも、これも私はどこかで1回精算が必要ではないかと思えますが、その辺の対応というのは、何か今後考えておられることがありますか。

○山根環境政策課長

今現在考えているところは、西部墓園、あじさい苑、合わせまして墓碑の未

設置区画が約780区画ございます。その区画の中で、除草等の管理をされていない区画が1割ぐらいございますので、この方には毎年除草等の管理のお願い文書を出しております。その際に合わせて返還の制度を周知いたしまして、返還の促進を図っていきたいと思っております。その返還の状況を確認し、民間の寺院で管理される墓地の状況や、納骨堂の建設計画等を確認した上で、貸し出し希望に対する実際の不足数を把握した後に、今後の整備等について検討していきたいと思っております。

○笹井委員

わかりました。今回決算ですから、余り先のことを聞いても仕方がないですが、安定的に、収支とんとんでやっていく事業だと思いますし、収支がバランスが悪いからといって一般会計から繰り入れるような事業でもないと思います。利用者がそこにおられるわけですから。その辺また今後私も勉強していきたいと思っておりますし、また質問を提言していきたいと思っております。

○土橋委員長

一般会計に繰り入れるということも含めて検討しておいてください。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

**②追加認定第8号 平成24年度光市下水道事業特別会計歳入歳出決算
について**

【説 明】：松本環境部次長兼下水道課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

下水道会計について、決算書の261ページの一番上に、周南流域下水道維持管理負担金が上がっています。4億673万円ですかね。これについては資本費部分と維持管理費部分といった内訳の説明ができると思います。その内訳を教えてください。

ください。

○松本環境部次長兼下水道課長

流域下水道維持管理負担金の内訳でございますが、維持管理費が 2億2,888万8,000円で、資本費が 1億7,784万2,000円でございます。

○笹井委員

過去、私が環境の委員会にいたときは、そちらの説明の中にこの数字もあったと思うのですが、今回落とされた意味が何かありますか。最近落として説明するようになったのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

今まで決算の説明においては、説明はしておりません。

○笹井委員

そうですね。わかりました。では、この金額についてですが、主要施策の成果の293ページに、過去 4年間分の負担金の金額と流入の汚水量があります。過去の説明で、この負担金というのは周南流域下水道の浄化センターの管理に必要な金額が県から請求される。これは光市、周南市、岩国市で分けるということで、その分け方は汚水の流入量に応じて案分するというような説明があったかと思います。もし違ったら指摘してください。ただ、これを見ますと、22年から23年に随分増えておりました、24年度もその継続ですが、この支払い方について、何か変更があったのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

算出根拠でございますが、これは周南の浄化センターへの流入量に、現在山口県と協定を結んでおります m^3 当たり77円という単価を掛けたもので、それを関係 3市と結んでおります負担割合によって求めたものでございます。22年度、23年度、24年度で負担金が増えているということでございますが、これは以前勉強会でご説明をしていると思いますが、今まで経費の負担を建設の負担割合で負担すべきところを実績流量で負担してきた。それが今、光市に負担がかかってきておりますので23年度分から大きく増えているということでございます。

○笹井委員

ここに関しては金額が 4億円と大きい金額でもありますから、293ページあたりにきちんと維持管理費と資本費というのを、これの説明が必要ではないかな

と思います。資本費がどれだけ残っているかというのも興味のある話題でございます。また、私の質問において、維持管理費というのは周南流域センターの指定管理料だけではなくて県費も入っているというようなことが明らかになっています。その辺はどうですか。この負担金の内訳というのは、こういうところには書いて報告はできないものでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

記載をするとすれば、やはり今の主要施策の成果のところへ記載するようになると思います。記載に当たっては、また次年度までに検討させていただきたいと思います。

○笹井委員

わかりました。この辺も最近結構市議会の関係でもホットな話題になっていますし、私どもも手持ちにきちんとした資料があれば、その分説明もしやすいので、ひとつご検討をお願いいたします。

次に、収支に行きますが、監査資料の59ページ、ここに過去3年分の収支決算の状況がありまして、単年度収支については増加している。形式収支につきましてもは累積の分がありますのでマイナスのままですが減ってきているということになっています。全体的な傾向としてお聞きしたいのですが、一応この単年度収支がきちんと拡大しているその要因、またこの形式収支の縮小が、これが計画的にきちんとされているのか、それとも違うのか。そしてまた、過去の説明で平成30年ごろに収支は何とか均衡しますよという話を今まで受けたと思うのですが、一応そこに向かってきちんと安定的に改善されているのか、その辺をお聞かせください。

○松本環境部次長兼下水道課長

単年度収支が拡大している要因ということでございますが、要因の主なものとしましては、主要施策の291ページに経営状況を示しておりますが、収益的収支の中で1次借入金利子を含めました支払い利息の減少と、それから地方債の残額の減少に伴い償還金が少なくなったことが主な要因でございます。

それから収支の予測でございますが、下水道の使用料の改定の際、収支予測をお示しさせていただいておりますが、平成24年度の決算につきましてもはご説明させていただきました収支予測よりも上回っておりますので、このままで推移していきますと30年度には累積赤字が解消されるものと考えております。

○笹井委員

わかりました。3月議会で料金の改定、値上げもありまして、その際もこのままでやっていけるのかどうかというのはきちんと審議しているわけですが、一応その方向はきちっと行っているということですね。

ただ、先のことで、また考えなくていかなきゃいけないのが長寿命化工事で、今年度は委託料だけですから大した金額にはならないのですが、今後この工事の費用負担というの、これも今の下水道会計に加わって、市民に負担を求めるとなると、あるいは30年収支均衡するというのが、それが長寿命化になると、それがまた先送りになったり均衡が悪くなったりするのか、その辺の見通しもあれば教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

使用料の改定に伴います下水道の特別会計の収支予測を行う際に、長寿命化の計画の概略が示されておりましたので、その予測には、その長寿命化も一応考慮したもので計画を立てております。

○笹井委員

わかりました。安心いたしました。最後ですが、主要施策の成果の292ページに使用料負担金の収納状況がありまして、今説明がありました。中段の受益者負担金のところに未納額が、さっき説明で6件3万円とありました。現年度分です。過年度分まで見ますと63万6,000円あるのですか。収納率トータルで見ますと74%ということで、この上段の下水道の収納率については、水道料金と一緒に徴収していることもあって高い数字ですが、やはり受益者負担金について随分悪いのですが、この辺の状況について教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

表に示しておりますように、現年度分につきましては98.4%と高い率であると思っております。過年度分が3.1%低いために、合計では74%という数字でございますが、これにつきましては平成20年度以前から、特定の少数の納付困難者といえますか、その方の滞納額が大きいために収納率が悪くなっているということでございます。

○笹井委員

納付困難者ですか。払っていないからここに数字が上がっていると思うのですが、水道料金の場合はやはり何カ月ためると通知をして、それで1回止めるというようなこともあります。その結果、収納率はいいいわけですが、この下水

道の受益者負担金についても、これは通知とか案内があるのでしょうか。そしてその後の措置として、下水を止めるというのが物理的にできるかどうかはわからないのですが、止めるとか、あるいは逆に、水道と一緒にいるから水道を止める。そういうような法的手段というのはとれないのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

滞納者に対しては、それぞれ直々に督促状を含めて通知もしておりますし、職員が徴収にも回っております。ただ、受益者負担金でございますので、それを払わないから下水道を止めるとか、水道を止めるとかいう、そういう法的な措置は今のところ難しいのではないかと考えております。

○笹井委員

電気、上水道といった生活のための必要なものであれば、これは止めるのは最後の手段ですが、受益者負担金というのは、これはつなぐときの負担金ですね。だから工事をしたときの、違うのですか。これを詳しく教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

これは、下水道を共用開始する際の敷地面積に対する 1m^2 当たり250円の負担金でございます。

○笹井委員

つなぐときの m^2 当たりの負担金ですから、下水道管を、要は工事してつないだときから発生するお金ということでもいいのですか。

○土橋委員長

もう少しわかるように説明してやってください。

○松本環境部次長兼下水道課長

下水道管を布設しますと、そこの地区は下水道が流せるようになる地区として供用開始の手続を行うわけです。その際に 1m^2 当たり250円を徴収する負担金でございます。

○笹井委員

わかりました。供用開始したときに、その辺の指導というのはできないのでしょうか。

○松本環境部次長兼下水道課長

この受益者負担金は、大和地区で、旧光市ですと都市計画税をかけておりますので、下水道の供用開始に伴い、都市計画税の変わりに払っていただく負担金でございます。我々も下水道を供用開始したときには当然払っていただくためにそういった努力はしておりますが、やはりどうしても何名かの方が、下水道の使用料も一緒ですが、なかなか払っていただけない方がおられるということでございます。

○笹井委員

そこで説明として生活困窮という説明をされましたが、本当に生活困窮であれば下水道管の工事、その工事さえもできないのではないかと思います。工事はできていて、工事代金は払うが受益者負担金は払わないというのは、私は、生活困窮というくくりではなくて、もう払う意志がないのではないかと思います。実態、件数的には少ないから人数も少ないのかもしれませんが、どうですか。この生活困窮の方でしょうか、それとも支払う意志がないのでしょうか。

○土橋委員長

笹井委員、決算ですからね。何が言いたいのかというのが予算審議とは違いますので、最後にちゃんと松本次長に答えていただきましょう。

○松本環境部次長兼下水道課長

先ほど納付の困難者と申しましたが、実際に払えないのか、それとも払う意志がないのかというのは、はっきりと明確な回答ができませんが、要は徴収が困難な方がおられるということでございます。

○笹井委員

わかりました。収納率が74%、特に過年度分がすこぶる悪いということでございますので、今後この対策をとっていただくよう求めまして質問を終わります。

○大田委員

教えてください。決算書の253ページに収入未済額が6,007万5,000円となっております。それと意見書の中にも60ページで同じ金額が書いてあるわけですが、主要施策の292ページでは未納額が6,628万3,000円となっております。金額が違うので、そのところを教えてください。

○松本環境部次長兼下水道課長

主要施策に書いております未納額は、不納欠損を含んだ額でございまして、決算書は不納欠損額を落とした数字でございます。

○亀井環境部長

決算書と審査意見書は同じ記載の仕方をしているのですが、もし不納欠損をしなかったら実際の滞納額は幾らになったであろうかということがわかるように、あえて主要施策の成果だけ、不納欠損を含めた額を上げさせていただいております。もし不納欠損をしなければ幾らになるかという額をお示しさせていただいております。

○大田委員

了解しました。

【討 論】：な し

【採 決】：全会一致「認定すべきもの」

以 上

環境福祉経済委員会記録

平成 25 年 10 月 8 日（金）

10:00～11:38

第 1 委員会室

4 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第 4 号 平成 24 年度光市一般会計歳入歳出決算について
(建設部所管分)

【説 明】：田村道路河川課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】：な し

【説 明】：吉本建設部次長兼都市政策課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

では、都市計画所管分について、二、三点お聞きしたいと思います。

まず、主要施策の成果の184ページ、都市計画街路整備事業でございます。決算261万円ということですが、主要施策の成果の184ページに説明があるところでございます。ここで、長期にわたり整備しない都市計画道路の必要性ということがあります。

一応確認ですが、この、長期にわたり整備しない都市計画道路というのがどこであるということ、そして、この261万円の調査については、どういうことを調査して、それが今後どういように調査を役立てるのか、その辺について説明をお願いいたします。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

まず、長期に着手していない都市計画道路は、どこがあるのかというお尋ねでございます。

今、市内には長期にわたって整備していないのは 9路線ございます。それで、今回のこの調査ですが、そういう道路の必要性を検証、評価するためには、判断材料のひとつとして将来の交通量を把握する必要があります。このため、平成24年度に専門業者に委託して、将来交通量推計調査を実施したところでございます。

○笹井委員

9路線ですが、代表的なところをわかるように教えていただけますか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

まずは、委員さんから一般質問をいただきましたが、虹ヶ丘森ヶ峠線の森ヶ峠の付近、この辺が一部まだ整備されていないところがございます。それから、これも一般質問をいただきましたが浅江の花園大平線、それから、室積の新開神田線の国道付近のところなどでございます。

○笹井委員

わかりました。では、次にまいります。主要施策の成果の184ページから 5ページにかけて、光駅駐車場管理業務を掲載しているところがございます。

まず、先ほどの決算の説明ですが、大体の支出が893万円で収入が1,497万円という説明がありましたので、この事業自体の光市の取り分というのは500万円ぐらいの、光市に対してのプラスになるという理解でよろしいですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

仰せのとおりでございます。

○笹井委員

わかりました。主要施策の成果の185ページに整理用の料金とか台数が記載されているところですが、実際、今、夜間とか早朝の整理はしていないフリーになっていると思うのですが、その辺の整理料の徴収についてはどうなっているのでしょうか。そしてまた、駐車場に結構長期に駐車している車というのがあるような気がするのですが、この辺の調査とか把握というのはされているのでしょうか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

まず、夜間早朝の徴収の件ですが、ご指摘のとおり、今駐車場は24時間利用できますが、夜19時から翌朝6時までの間は管理人が不在ということで、その間利用される人には、必要な料金を出入口に設けております料金箱、これに入れていただくようお願いをしているところがございます。

それから、長期間駐車をしている車の調査というご質問があったと思うのですが、現在のところ、どのぐらいの期間、その車が駐車しているのかといった調査は実施いたしておりません。

○笹井委員

私も利用しますが、ずっととまっている車があるように見受けられるし、あと夜間早朝は不在ということで、そういう車が、管理人不在の時間に出てもわからないということでございますので、駅前の整備事業基本計画なんかもされとる時期でもございますので、やはり一度車の長期の実態調査というのは、どこかで必要ではないかと考えております。ぜひ、やっていただきたいと提言をさせていただきます。

それから、あと最後一点、決算書の33ページに開発許可の申請手数料が上がっております。今の説明ですと、24年度から県からの移譲を受けてやられたということですが、この開発許可の件数というのは何件ぐらいあるのでしょうか。いきなり聞いて済みません。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

開発許可の件数でございます。24年度は20件ございました。

○笹井委員

わかりました。これも県から下りてきた仕事で、特に初年度は、初めてのことで苦勞されていると思うのですが、実際に何かそういった苦勞とかいうのが、県からいきなり下りてきて大変だとは思っているのですが、その辺、何か実態がありましたら教えてください。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

そうですね。やはり許可権者が光市ということで、当然、業者へのいろいろな指導といったことで、いろいろな苦勞は具体的な事例を一個一個申し上げるのは難しいのですが、あったというような状況でございます。

○笹井委員

わかりました。終わります。

○西村委員

184ページ、主要政策の成果。先行委員でもありましたが、都市計画道路将来交通量推計調査ですが、これ、事業費見ると261万8,000円ですが、入札の結果をみると185万円で、324万円に対して57%の低入になっているのです。入札結果が185万円に対して、何で261万8,000円に事業費が膨らんだのか、教えてください。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

当初は185万円で入札をしたわけですが、その後、県との協議をしまして、現況交通量の推計について、推計の精度向上の必要が生じてきたということで、交通実態調査を追加したことによりまして、変更契約をさせていただいたところでございます。

○西村委員

それにしても、324万円のものを185万円で落としておいて、事業の追加があったからって80万円ぐらい消費税のこともあるでしょうが、少し多くないですか。もともとの事業費に対してもどうですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

この辺は実際に実施をする中で、確かに委員さん言われるように金額的には比較的多い金額ではあるのですが、やはりそれは必要だということでやらせていただいたということでございます。

○西村委員

そうすると、57%で落としていますから、追加事業については、いわゆる落札の率で追加の業務量を追加事業として発注したと考えるとよろしいですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

設計額に対して、当然委員さん言われるように、落札率で変更契約をさせていただいているところでございます。

○西村委員

わかりました。気になったのは、この業者さん、7月19日にも700万円近い業務を300万円で落としているのです。同じ仕事ではないのでしょうか、お安くできる業者さんなのでしょう。落札額に対して、追加の金額が大きかったもので聞いてみました。それと、もう一つ。184ページに岩田駅周辺都市施設整備基本計画の策定が278万円で成果が上がっていますが、これは入札のほうには見当たらないのですが、入札関係は都市計画の所管ではなかったのですか。

○吉本建設部次長兼都市政策課長

岩田駅周辺都市施設整備基本計画の策定に関しましては、これは入札ではなくて、公募型のプロポーザル方式でやっております。

○西村委員

ありがとうございました。

【説 明】：末岡公園緑地課長 ～ 別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

【質 疑】

○笹井委員

では、公園課所管について 4点ほど質問させていただきます。

まず、主要施策の成果の107ページに児童公園の結果が出ております。この記載で、市内の92カ所の児童遊園地を職員により点検したという記載がありますが、児童公園で管理されていない、もう草ボーボーで荒れまくっている、そのような児童公園というのは現在ありますか。

○末岡公園緑地課長

現在、管理されていない児童遊園地ではありますが、どの自治会にも属していない児童遊園地が 1カ所ございます。これが管理されておりません。この児童遊園地には遊具はございません。

○笹井委員

わかりました。あとは自治会にひっついておって管理されているということですね。一応確認ですが、児童遊園地に関しては、これから自治会管理で市は清掃しないと、そういうことでよろしいのですか。

○末岡公園緑地課長

今は、その方針でございます。

○笹井委員

わかりました。では、次にまいります。

今度は、参考資料の23ページから24ページにかけて、公園緑地、市の公園の維持管理作業委託の入札が出ております。入札結果については別に問題にするつもりはないのですが、一応予定価格というのを先にきちんと、御手洗公園であれば87万円と、しゃくなげ苑であれば96万円を出されています。

この出し方ですが、予定価格についての積算の方法というのは、これは公園の面積によるものなのでしょうか。それとも形状によって異なるものなのでし

ようか。どういうように積算されているのか、考え方を教えてください。

○末岡公園緑地課長

積算の方法でございますが、面積等によって積算しております。標準的な積算例を申し上げます。

公園の草刈りが必要な面積、低木の剪定が必要な面積を出します。また、高木の中木の剪定や伐採が必要な樹木の選定を行い、本数を出します。この全てに単価を掛けあわせて積算します。その積算額が入札のもとになる額ということになります。

○笹井委員

わかりました。それでは、次、主要施策の成果の186ページ、高齢者福祉就労事業についてお聞きます。これについては、健康福祉部にも予算計上されていまして、事業実施は公園でやられているということで健康福祉部でも聞いたのですが、事業費とか中身については健康福祉部では答えられないという回答でしたので、こちらにお聞きします。高就労事業では、作業場所が10カ所あるということが先ほどの説明でもありましたが、これについての箇所金額というのは、これは今のような面積とか草木の本数とかで出すのでしょうか。それとも労働者の時間給から積算されるのでしょうか。

○土橋委員長

笹井委員に一言申し上げますが、予算議会ではありませんので、あくまでも今回は決算議会だということですから、それになじむような質問をしていただきたい。

○笹井委員

わかりました。

○土橋委員長

今の質問は答えてあげてください。

○末岡公園緑地課長

高就労作業現場の事業費ということでございますが、事業費は公園や緑地などの積算とは異なります。作業現場ごとに算出はしておりません。10カ所全体で高齢者福祉就労事業の事業費としております。また、積算ではなく1日当たりの報奨費でございますので、そのような支払いをしております。

○笹井委員

わかりました。報奨費が積み上がって決算になっているということですね。では、報奨費の単価というのを教えてください。

○末岡公園緑地課長

単価でございますが、1日当たりの報償額が4,570円となっております。

○笹井委員

わかりました。今回決算審査ですので、決算の積み上げはわかりましたが、私も高就労の事業についても、やはり効率性とか成果の確認というのはどこかで必要ではないかと考えおります。一応、事業をやっているかどうかの結果の確認というのは、公園緑地課できちんとされておられるわけでしょうか。

○土橋委員長

笹井委員に、そういう質問ならここではなじまんだらうと。委員会担当の部署に行って聞いてもらうということのほうがいいと思います。

私は決して発言をとめようとは思わないけれども。

○末岡公園緑地課長

実績でございますが、担当職員が現場を回るときに確認しております。また、日報を出していただいておりますので、それでも確認をしております。

○笹井委員

わかりました。では最後の質問にまいります。主要施策の成果、同じく186ページに、冠山総合公園運営費が記載されております。先ほどの決算の説明で、まず歳入の29ページで冠山総合公園の使用料について771万円の歳入があったというような説明がされているところですが、梅まつりに関してのみ聞きたいのですが、梅まつりでは利用料を取って歳入に入っていると思いますが、梅まつりの使用料というのは、このうち幾らになるのでしょうか。

○末岡公園緑地課長

冠山総合公園使用料771万7,000円の内でございますが、梅まつり期間中の土日祝日の入園料ですが、24年度は163万8,000円の入園料をいただいております。

○笹井委員

わかりました。梅まつりの利用料を徴収するに当たりましては、そのための

コストというのがかかりますが、そのコストが幾らになるのか。そして、今回163万円の歳入がありますが、それは収支バランスが取れるものなのか、その辺ご説明お願いいたします。

○末岡公園緑地課長

入園料を徴収する手間は要るわけですが、これにつきましては指定管理料の中に含まれておりますので、指定管理者で徴収を行っております。

○笹井委員

わかりました。では指定管理料ですが、指定管理料は先ほどの説明で6,350万円ということで、今年から民間業者に指定管理になっているわけですが、これによってどのような点が変わったのか。特に、利用者サイドから見た改善点というのがあるかどうか、結果をお答えください。

○末岡公園緑地課長

指定管理でございますが、指定管理 1年目でございますが、来園者の安全を確保するために、軽微な補修は、迅速な対応ができています。

また、指定管理者によります冠山総合公園の資源を活用したイベントとして、ツリーライミングやまつり期間中のライブ演奏などを開催し、参加された方、来園者の方にも好評でございました。また、自社の研修プログラムによります職員研修により、接遇の向上が図られているものであります。

○笹井委員

わかりました。指定管理になりましたので、今までよりも柔軟性、機動性というのは向上できるはずですので、いろいろなイベントに対して、役所管理ではなくて指定管理の長所を生かして取り組んでいただきたいと要望しまして、終わります。

【説 明】：大冨建築住宅課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

では、1項目住宅の使用料について、お伺いいたします。参考資料の5ページに住宅使用料の状況がありまして、今でも説明がありましたように、収入未済額は5,627万円ということで、昨年、一昨年に比べて、7,000万円、6,000万円台から5,000万円、落ちてきたということで、大変努力が認められるところでご

ざいます。ただ、そうは言っても中身はよく聞いておきたいのですが、滞納者が今183名おられると思います。このうち、法的手続きが必要な人、私の認識では、確か12カ月以上滞納の20万円以上であったかと思っておりますが、その法的手続きが対応の方というのはどれぐらいおられるのか、また、そういう方に対してどのように対応されているのかお聞かせください。

○大富建築住宅課長

法的措置の候補者といたしまして、12カ月以上20万円以上ということで、滞納整理要綱の改正をしたところでございます。

5月末現在、102名おられます。内訳として20万円以上が72名、12カ月以上82名、重複が52名ということになっております。

滞納者への指導の流れといたしましては、この中から納付誓約の提出など納付指導をして、法的措置対象者を決定いたします。その方に対して、最終通知書、これは保証人にも出すのですが、内容証明郵便でお出しをして、それでも何も連絡がない方については、使用許可取消通知書、これも保証人にも内容証明郵便で送ります。それでも何も連絡がない方については、法的措置を行うという流れになっております。

○笹井委員

わかりました。数字の改善も今年見られますし、また一方で、今までの議会の議論の中で、とにかく100カ月以上ためて請求しても払えないと、早い段階できちんと基準を決めて取り組まれたほうが入居者のためでもあろうと考えますので、ぜひ今の基準で納入ができるようご指導お願いします。

【討 論】：なし

【採 決】：全会一致「認定すべきもの」

以 上

環境福祉経済委員会記録

平成 25 年 10 月 8 日 (火)

13:00~15:07

第 1 委員会室

1 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第 4 号 平成 24 年度光市一般会計歳入歳出決算について (経済部所管分)

【説 明】：杉岡商工観光課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○畠堀委員

ご説明いただいた内容で少しお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いたします。まず初めに、主要施策の成果等については、174ページに記載されており、商工業振興費の中で、商工団体助成事業ということで、光商工会議所と大和商工会議所にそれぞれ助成が行われているわけですが、その光と大和の金額に少し開きがあるということがありますが、その助成金額の算出根拠について、お尋ねしたいと思います。

○杉岡商工観光課長

商工団体助成事業でございますが、光商工会議所180万円、大和商工会320万円の補助となっておりますが、これにつきまして、商工団体の運営補助という形で昨年度は出ささせていただいております。その中で、大和商工会に対しましては、団体の運営補助金320万円とイベント対策事業、決算書でいいますと161ページの備考欄、下から 7行目でございますが、イベント対策補助金という形で110万円の支出がございますが、そのうち20万円を大和商工会に交付しまして、トータルで340万円を補助しております。

一方、光商工会議所につきましては、同じく団体助成事業の中では、先ほど言いました180万円と、事業補助としましてイベント対策事業、同じ項目110万円のうち90万円、それと商工業振興補助金、これは、愛LOVEひかり運動関係の補助金でございますが70万円、それと中小企業支援対策事業補助金として265万円、並びに中小企業相談所委託料で232万8,000円、4つの補助金と 1件の委託料、合わせて837万8,000円を光商工会議所には支出をさせていただいているところでございます。

○畠堀委員

ご説明いただきましたが、今のご説明では光商工会議所、それと大和商工会については、この金額以外に事業費補助として出されているということで、この金額については運営費補助ということでご理解してよろしいでしょうか。

○杉岡商工観光課長

この金額につきましては、運営補助という形の中で執行をさせていただいております。

○畠堀委員

その運営費補助としての金額の開きについて、算出根拠をお伺いできたらと思います。

○山本経済部長

最初に戻っていただきまして、主要施策の成果の174ページでございますが、これの一番上の商工団体助成事業についてのお尋ねだったと思うのですが、これにつきましては、それぞれの団体に対しまして、ここに記載のとおり、経営改善普及事業をはじめ、各種共済事業の普及促進、経営基盤の強化に資する事業等ということで、あくまでも事業補助ということでございます。そこだけ訂正させていただきます。

○畠堀委員

わかりました。同じ事業補助ですが、大和、光で金額的に開きがあるというところで、その根拠といいますか、それについてお尋ねしたのですが、もしわかれば教えていただけたらと思います。

○杉岡商工観光課長

大変失礼しました。光商工会議所に対しましては、その他といいますか、イベント事業のほかにそういった商工業振興補助金であり、また、支援対策事業補助金という形の別枠で執行しているところであります。

○畠堀委員

済みません。ご説明もいただいて理解はしてきたのですが、単純に倍近くの金額的な差がついているので、その算出根拠についての考え方がわかればということでお願いします。

○山本経済部長

光商工会議所の180万円と大和商工会の320万円、これらの根拠ということでお尋ねだと思います。

これはあくまでも、先ほど申しましたように事業補助でございますので、それぞれ、収支がございまして、その部分について市が事業補助を行っています。ただ、金額が大和商工会のほうがかなり多いというところにつきましては、先ほど課長が説明申し上げましたように、光商工会議所に対しましては、それぞれ多くの事業を抱えておりまして、事業ごとに補助をしております。大和商工会につきましてはそれがありませんので、総額として大きくなっているということでご理解をいただけたらと思います。

○畠堀委員

よく理解することができました。ありがとうございました。もう一点ですが、同じく175ページの右の上のほうにあります、中小企業相談所委託料を支出されていると、先ほどの説明にありましたがもう少し中小企業相談所の内容について、どういう体制で行われているのか、どういう件数があつたのかあたりについて、教えていただけたらと思います。

○杉岡商工観光課長

中小企業相談所委託料でございますが、光商工会議所におきまして、職員体制では男性 5名、女性 2名、計 7名の方が中小企業相談所業務に当たっております。成果につきましては、今手元に持ち合わせておりません。

○畠堀委員

この件については一般質問で同僚委員からもあつたと思いますが、光の中小企業を育てていくという観点から、幅広い観点で指導をしていただくことが必要ではないかと考えておりまして、そういった観点からどのぐらいの件数の相談があつたのか、そして、どういった成果に結びついたのかというようなところがもう少しわかればと思つて質問させていただきました。改めてまた教えていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○土橋委員長

杉岡課長わかりましたか。

○杉岡商工観光課長

また資料は提供させていただきます。

○笹井委員

では、商工観光で8項目ぐらいありますので、1つ1ついきたいと思います。

最初に、主要施策の成果の152ページ、労働費の中で緊急雇用対策事業がございいます。ここ152ページには項目と雇用人数だけは上がっているのですが、どのようなことがなされたかという説明がありませんので、この事業の成果の説明をお願いいたします。

○杉岡商工観光課長

緊急雇用事業の内訳ということで、決算書にも載ってはございますが、直接雇用で4事業、まず、緊急対策事業でございますが、一つ目が光市三島温泉健康交流施設円滑運営事業で1名の方を雇用しております。次に、光市障害者(児)地域支援施設整備建設調査事業で1名の方の雇用、次に、公園・遊具等維持管理事業で2名の方の直接雇用をしております。

次に、離職者再就職支援事業でございいますが、こちらにつきましては34名の方を雇用しています。交通安全施設点検調査事業、これも委託料になりますが19名の方を雇用しております。次に、議会議事録の電子化事業、こちらにつきましては6名、総合計で63名の方の離職者の雇用をしたところでございます。

○笹井委員

人数はわかりましたが、これを雇用することによって成果というのがあると思います。そこをお尋ねしたかったのです。お答えください。

○杉岡商工観光課長

ただいま成果ということでお尋ねでございいますが、それぞれ担当所管がございいますことから、商工観光課では、商工観光課で実施しております事業以外のものについてはお答えできないことから、各所管で詳細についてはお尋ねをいただいたらと考えております。

○笹井委員

予算計上はこの課ですし、細かいところはそうだと思いますが、決算で聞くとしたら私はここで聞かないと一つ一つ福祉なり、交通安全なりで聞くことは予算書に載ってないからできないと思いますから、やはりこの事業成果というのはここでお答えしていただかないと決算の確認ができないと思うのですが、答えられませんか。

○杉岡商工観光課長

確かに、商工観光課がこの事業につきましてとりまとめをやっておりますし、県への申請もやっております。業務の概要的なものは、私どもで各所管から聞き取りをして県との調整をさせていただきましたが、成果につきましては、担当課でないとお答えはできないのではないかと考えております。

○笹井委員

私としては、交通安全施設の調査でどれぐらいの点検があったのかとか、あるいは当方のデジタル化でどのような成果があったのかとかいう、これは決算審査ですから、そういうところも聞きたかったのですが、ここにはないと言われるとそれ以上聞きようがありませんので、私としてはそれが知りたいということだけ言って、次の項目にまいります。

次、主要施策の成果171ページ、離島航路運航の補助金について。このたび、市の実質補助金額が462万円見込みと、今回決算ですからこれは1年前のものに対しての決算で424万円になるのかと思っているのですが、数字を見てみますと、23年度は確か大規模な船の改修かなんかがあったので高かった。一旦落ちていますが、また最近増えている傾向にあります。この離島航路の補助金が増加傾向にあります、この理由はどういうことでしょうか。

○杉岡商工観光課長

牛島海運に対する補助金の増加傾向というお尋ねでございますが、ただいま申されましたように主要施策の成果171ページに載っておりますが、昨年度と比べますと決算上では540万円の減額になっているところでございます。

昨年度につきましては、船舶の修繕ではなく、船長さんの退職金の支給があり補助金が増えたものでございます。また24年度が減っておりますのは、退職に伴い船員4名体制を3名体制に減員させていただいて、経費の削減をしたということでございます。そうは申しましても、人口等も減少しており運航収入も増加しないということもありますので、引き続き経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

○笹井委員

わかりました。離島航路事業については、市だけではなくて国も中身を全部審査して、国庫補助金なんかも審査していると聞いておりますので、なかなか現状としては厳しいところかとは思いますが、適切な精査をお願いいたします。次に、主要施策の成果172ページ、市営バスにまいります。補助バス幾つかあります。最初に172ページの市営バスにいきますが、市営バスの平成24年度の利用

者数が1万8,670人ということで、過去 2年に比べて随分増えておりますが、この辺の要因というのは、つかんでおられますか。

○杉岡商工観光課長

昨年から比べまして2,127名の増加となっております。現在、市営バスは大和地域内の4路線と、市役所線の計5路線でございます。増加の要因でございますが、特に市役所線の増加が1,403名ということになっておりますことから、大和地域から市役所、並びにあいば一く、市内の高校に通われる学生等の利用者が増加したことから、そういった増加が見られたのではなかろうかと考えております。

○笹井委員

わかりました。これは大変よろしい成果だと思います。今、市役所線が増えているということでしたが、これは大和地区 4路線、これもそれぞれの数字というのは出ているのでしょうか。出ていれば、数字があれば参考までに、市役所線とほかの大和4路線の数字を教えてください。

○杉岡商工観光課長

大和地域の 4路線でございますが、塩田線の利用者が2,782名、岩田・三輪線1,235名、城南原線695名、東荷線が5,193人、ちなみに市役所線は8,763名でございます。

○笹井委員

わかりました。この市営バス路線は歳出で802万円出ていますが、歳入のほうにも収入374万円がありますから、市の負担は402万円ということによろしゅうございますか。

○杉岡商工観光課長

今の金額でございますが、運行委託料と運賃収入だけで比較しますとそうなりますが、決算書の159ページの備考欄の一番下から次の160ページに記載してございますとおり、バス運行にはまだその他燃料費、車検代の修繕費等の経費として、別に285万円を支出しております。

○笹井委員

わかりました。委託料だけでなく燃料費とか、土地の借上料とかを失念しておりました。理解いたしました。では次、主要施策の成果の172ページの、広

域乗り合いバスにいきたいと思います。これは、島田川沿いの路線で熊毛に行くほうの路線に対しての補助金だと理解しておりますが、これで各路線の数字は出ておりますが、見ますと市役所から熊毛までの数字となっております。これ、過去にも質問したので確認ですが、このうち光市内の市民の利用者、もしくは光エリア内の利用者の数字というのは、これはわからないままでしょうか。

○杉岡商工観光課長

以前の委員会でもそういったご質問をいただきました。この路線でございますが、光市と周南市をまたいでおります路線であり、また、事業主の防長交通としましても、行政区ごとの実績は持ち合わせておりませんし、市としましても把握はできておりません。

○笹井委員

わかりました。将来的に何か光市の交通体系を考えるに、ぜひ光市内の数字というのはつかんでおく必要があるのではないかと思います。現状防長交通でそういう数字がないということで理解しました。

ほかの数字ももう一点お聞きしたいのですが、(5)の地方バス路線は、これは徳山から兼清に行くところのちょこっとしたところだけですので、これはいいのですが、それとぐるりんバスが出ております。出てないのが、国道188号を走るJRバスや防長バス、これ成果の記載がありませんが、記載がないということは補助金が一切投入されていないということによろしいのでしょうか。

○杉岡商工観光課長

今、申されました国道を走るJRバス並びに防長バスでございますが、記載がございませんので市の補助金は投入されておりません。

○笹井委員

はい、わかりました。確かに、補助金がないもので数字を報告する義務はありませんからそのとおりですが、先々いろいろ交通問題等考えるにおいて、この辺の数字も私としては勉強していきたいところでございます。

次の項目にまいります。決算参考資料の12ページに商工労働補助金の関係のものがでております。さっきの同僚委員の説明で幾つか明らかになっておりましたものもありますが、そこは飛ばしますが、どういう団体でどういう内容で出されているのか、労働費の勤労者福祉事業210万円、それから、商工費のうち光零細企業相談所が昨年9万円ですが、今年0円になっております。この相談というのはどうなったのか、これについてお答えください。

○杉岡商工観光課長

勤労者福祉事業210万円の内訳でございますが、光地区労働者福祉協議会に200万円の補助、しゅうなん若者サポートステーションに10万円支払いをしております。ちなみに、光地区労働者福祉協議会でございますが、市内の23社の会員事業所が入っております、組織員としては4,236名の方が働いておられます。いろいろな労働福祉セミナーの開催であったり、列島クリーンなどの福祉作業等もやっておりますが、そういった会員同士の福利厚生関係に200万円の支払いをしております。

しゅうなん若者サポートステーションでございますが、35歳以下の就職をされていない方、ニートと通常言われる方でございますが、そういった方の就職相談並びにカウンセリング等をしていただくことで、10万円をお支払いしておるところでございます。

次に、一昨年支払いがございました光零細企業相談所補助金でございますが、過去から、こちらの団体につきましては継続的に補助を実施しておりましたが、団体等の努力もあって、24年度につきましては補助申請をしないということを知っております。

○笹井委員

わかりました。では、次の項目にいきます。主要施策の成果174ページにイベント振興事業のうち、光まつりがあります。これ、420万円支出したということで決算書どおりですが、この420万円というのは、光まつり全体の事業費のうちどのぐらいの割合になるのか。そして光まつりの実行体制について、これは商工観光課もやられていますし光商工会議所もやられていると思いますが、その辺の役割分担、現状どうなっているのでしょうか。お答えください。

○杉岡商工観光課長

光まつりへの実行委員会の補助金は420万円でございますが、全体事業費としましては520万円ということで、約81%を補助しております。役割としましては、昨年度までは実行委員会の事務局を商工観光課が担いまして、商工会議所は実行委員会の一員ということでやっておりました。中でも、青年部やその他の団体とともに準備を進めてきたところでございます。委員さんもお承知のように、商工会議所の青年部につきましては実行委員会で中心的な役割を担っておりました。参考までに、本年度からは実行委員会の事務局を商工会議所の青年部にお願いをして、今後、青年部の若い力とか企画力、それとそういった業者同士の連携といった強みを存分に発揮していただきまして、市は交通安全対策並びに行政手続きなどの側面的な支援に回らしてもらったところござい

ます。

○笹井委員

わかりました。私も、過去数年光まつりを見たり、一部参加していましたが、特に昨年、今年あたりは商工会議所の青年部が中心となって、民間主導、若い力主導でやられているということで、大変よい傾向だと思います。この方向性について高く評価いたします。

では次、観光の項目に移ります。主要施策の成果の177ページに花火大会の支出が600万円、これは観光協会の中に入っているようでございますが、これについての二つの花火大会それぞれの内訳、そして二つの花火大会の事業費が幾らで、結局公費負担分が大体何割ぐらいになるのかについて教えてください。

○杉岡商工観光課長

二つの花火大会がございまして、光花火大会の事業費につきましては639万3,519円が総事業費になります。そのうち、光市補助金は400万円。公費負担としましては62.7%が公費の負担となっております。

次に、御手洗湾花火大会でございまして、事業費が546万3,805円、光市の補助金につきましては200万円、公費負担の割合は36.6%となっております。

○笹井委員

わかりました。それぞれの花火大会によって、成立の経緯が違いますので公費負担割合が違うのは仕方がないことかと思いますが、やはり行政主導だけでなく、地域とか民間と一緒にやるような体制というのを、今後もつくり上げていただきたいと思います。

最後、主要施策の成果の176ページ、観光PR事業の中に大和観光ボランティアガイドの会に、運営に対する支援に努めましたというのがあります。その前に室積観光ボランティアガイドの会もあるわけですが、大和観光ボランティアガイドの会の活動状況というのを教えてください。

○杉岡商工観光課長

大和観光ボランティアガイドでございまして、石城山関係の観光ボランティアをされる方、それと伊藤公資料館関係のボランティアをされる方、2カ所でやっておられますが、24年度につきましては、代表者の方が体調不良ということで、活動を休止している状態でしたが、本年度25年度でございまして、代表者が交代されまして活動を再開されていらっしゃいます。ちなみに、メンバーでございまして、今12名の方で運営をされていると聞いております。

○笹井委員

わかりました。活動がなかなか困難というのを私も聞いておりましたので、危惧しておったところですが、本年度になってまたそういうような体制の見直しが図られたと理解いたしましたので、今後も見守っていきたいと思います。

○杉岡商工観光課長

ただ今、観光ボランティアの件で石城山関係の観光ボランティアを石城苑と申しましたので、訂正をさせていただけたらと思います。

○大田委員

決算書の163ページ、備考欄の上の欄で、周防工業団地埋設管改修設計業務委託料519万7,000円と、その下の欄、23年周防工業団地埋設管改修設計業務委託546万円、これ約1,050万円決算で上がっているのですが、周防工業団地ができてから何年ぐらいですか。そんなに周防工業団地、古い団地ではないと思うのですが、平成になってできたはずですが、そのぐらいで埋設管が痛むことがあるのですか。

○山本経済部長

委員もご承知のとおり、平成になってからでございますが、かれこれ20年にはなろうかと思えます。そういった中で、今回のこの設計につきましては、工業団地の中に、暗渠排水を入れているのですが、それが構造上あまりしっかりしたものでなかったというところで、潰れてしまっている状況にあります。以前から、いろいろ対策をやってきているのですが、ここにきて相当ひどくなってきておまして、その上に工場を誘致しておりますので、その辺に支障が出てはいけないということで、今回、全体の調査をさせていただいたということでございます。

○大田委員

それで設計業務委託したら当然工事になると思うのですが、もう20年先にまたこういう工事にならないように、しっかりと設計されて仕事をしてもらいたいと思います。よろしく申し上げます。

【説 明】：國本農業委員会事務局長 ～ 別紙説明書のとおり

【質 疑】

○笹井委員

一項目だけ。決算の141ページ、農業委員会運営事業のうち、先ほどの説明で、農業委員会で鳥取に視察に行かれたということですが、人数とあと交通手段について教えてください。

○國本農業委員会事務局長

農業委員さん22名、随行で事務局長1名、交通手段はバスを借り上げて出張しております。

○笹井委員

わかりました。

【説 明】：田中経済部次長兼農業耕地課長 ～ 別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【質 疑】

○笹井委員

2項目ほどお聞きします。まず1点目は、主要施策の成果157ページ、里の厨について下から3段目、販売実績の中に学校給食148万円ですか、ありますがこれはこういったものを販売されているのか、教えてください。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

学校給食納入分ということですが、大和学校給食センターに里の厨から野菜類を納入した金額でございます。

○笹井委員

わかりました。それから、同じく157ページのうち、下から2段目、会員数が平成24年度263人で、前年度とくらべるとプラス2ですが、新規加入と脱退数があると思いますから、それぞれの数字を教えてください。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

脱退数は44名で、新規加入者が46名となっております。

○笹井委員

わかりました。結構、入れかわりが激しいというのを改めて認識いたしました。では、里の厨について。販売額とか利用者数というのは数字を聞いておりますし、大変いい数字と聞いていますが、里の厨の建設と運営によって農業従事者が増えたかとか、あるいは農家の所得が向上したかとかいう、こういう地域への波及効果というのは確認できるのでしょうか。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

農業従事者は、高齢化により減少の傾向にございますが、里の厨を建設したことによって、先ほど決算でもご報告いたしました、ニューファーマーが2名、自己経営開始で就農しております。これにつきましては、東荷の農地を借りて、24年度から就農しているところでございます。これも、里の厨という販売施設ができたことが大きな要因となっているところでございます。

販売実績でございますが、平成22年7月から1年間のパイロットショップでの一人当たりの平均は約17万8,000円だったの対しまして、23年、里の厨オープンからの1年間は平均で35万5,000円となっております。あくまでも平均ですので、随分低い金額となっておりますが、一つの法人でいえば、パイロット時代350万円程度だったものが1,000万円を超えております。個人でいえば98万円程度であったものが、230万円程度の売り上げとなっているところでございます。

○笹井委員

わかりました。事業の成果をPRするにおいて、入場者数、売り上げというのは当然わかりやすい数字ではございますが、こういった地域の波及効果というのも私もよく勉強していきたいと思っておりますし、行政も、いろいろな成果、見方、切り口があると思っておりますので、そういうPRに努めていただきたいと思います。

次に、主要施策の成果の158ページ下から2段目、地域農政総合推進費にふるさとまつりの成果がございまして、この支出額は、決算書で315万円と聞いておりますが、これについての全体事業費は幾らで、そのうちの何パーセントが公費なのか、教えてください。

○田中経済部次長兼農業耕地課長

全体事業費は323万円に対し、補助金が315万円ということで、ほとんど補助

金でございます。

○笹井委員

わかりました。こういうイベントも、販売額は難しいですが、集客人員なども見て、何かしら行事に関しては成果というのでも常に対比していかなければなりませんし、そういうようなところが載ってないので、また今後検討をお願いいたします。

【説明】：藤井水産林業課長 ～ 別紙説明書のとおり

【質疑】

○笹井委員

では、水産関係につきまして3項目ほどお聞きします。主要施策の成果の166ページから167ページにつきまして、水産業振興費の中で栽培漁業センターについての記載があります。光の分場ではアワビの中間育成を実施していますということでございます。先ほどの歳出の説明で、負担金378万円がこの負担割合の分と人件費に当たるとというのは理解いたしました。この光のアワビにつきまして、光市のお金でやられているという流れはつかめたわけですが、光市でアワビの水揚げはどれぐらいでしょうか。

○藤井水産林業課長

現在、光の栽培センターで中間育成しているアワビでございますが、光・熊毛地区の県漁協8支店に配布されております。

お尋ねの水揚げでございますが、漁港の構成データの中ではアワビ類というような項目ですが、1トン以上の水揚げがないため、数字として上がりず正確な数値は把握できておりません。

○笹井委員

光市の公費によってアワビの中間育成をやって、それが8管区の、熊毛も含めて、そこに放流されているのはわかるのですが、結局、光のこの漁協としては算定できるほどの水揚げがないと、そういう理解でよろしいですか。そして、光の漁協にアワビをとれる漁師さんはおられるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

先ほど言いました1トン未満というのは、光支店も牛島支店も同様に1トン未満で正確な数値が把握できないということです。

実際とられる漁師のお尋ねでございますが、牛島では潜ってとられる漁師が3名いらっしゃると聞いております。光には現在いらっしゃらない。ただ、新規漁業者は今後そういうのをやりたいという意向があるというのは一部聞いております。

○笹井委員

せっかく分場でつくってまいているが、取る人がいないと、何ともったいないということだろうと、しかもアワビということで。ただ、新人にそういう動きがあるということですから、今後は期待したいと思います。

次にいきます。主要施策の成果の168ページに、漁港整備事業がありまして、一番上の段から、下から2行目には建物移転が1億2,400万円ですか、その下、繰り越しで5,300万円というのもあるのですがこれ、それぞれが具体的に何の施設なのか、教えてください。

○藤井水産林業課長

今の建物移転の中身でございますが、1億2,409万9,000円ですが、これは県漁協光支店の建物補償にかかります部分払いの額でございます。契約上の残りの額が5,318万6,000円で、これは25年度への繰り越し分で、それぞれ前払いで7割、残りが3割ということでございます。

○笹井委員

わかりました。ということは、県漁協光支店の移転で、足して1億7,000万円から8,000万円弱の評価額で移転補償金を払うと、そういうことだと思います。

そこでお尋ねするのですが、ここを道路の工事、漁協の整備工事に伴って、移転して新しい漁協施設を建てるのですが、新しい漁協施設の建設費というのは幾らになるのでしょうか。

○藤井水産林業課長

これまでもご説明しておりますが、あくまでも補償金ということでございますので、その後の建設費等について、市の確認する必要もないと思いますし、市がお答えするものでもないかと思えます。

○笹井委員

補償費が、1億7、8千万円がどういように使われたのかというのを、私としては追求したかったのですが、今の答弁で、これ以上聞いても全く答えが返ってこないというのがわかりましたので、そういう現状と回答はわかりました。

では、次の項目にいけます。主要施策の成果の169ページ、フィッシングパーク監理運営事業ですが、利用者数は平成24年度が1万6,920人ということで、ここ3年間の数字を見ると下がってきております。この下がってきている理由とか背景がありましたら教えてください。

○藤井水産林業課長

フィッシングパークの入園者の減少理由でございますが、減少の原因の一つとしまして、今、継続的に栈橋等の補修工事を行っております。24年度も栈橋の塗装、あるいは先ほどご説明したとおり、下部の補修工事、鋼管杭の補修工事のために1月15日から2月末まで、45日間を必要としました。この間、実際であれば38日間の開園予定日がありましたが、これが閉園になったものが原因の一つと考えております。

○笹井委員

分析が聞きたいのですが、38日間工事のため閉めたから減っているわけであって、もしやっておればこれ、割り戻せば数字は出ると思いますが、そうすると前年に比べて低くなっている状況ではないということでしょうか。

○藤井水産林業課長

入園者数についての再度のご質問ですが、これは天候等の状況等にもよりますので、一概に閉園日数により増えたか減ったかというのは、この場ではお答えできないかと思えます。

○笹井委員

わかりました。このフィッシングパークに関しては、指定管理で何年間か決めて、今、県漁協光支店に指定管理をお願いしているわけですが、これは、一応指定管理の周期は何年なのか、そして、今後こういったところに、もっといろいろな業界の団体が参入して、民間活力の導入というのは考えられないのか。その辺わかればお答えをお願いします。

○藤井水産林業課長

指定管理の期間でございますが、当初、平成18年度からの導入で当初は確か3年だったかと思えます。今、5年間になっているのではないかと思えます。来年からが見直しの年だと思えます。

民間活力のまたお尋ねですが、県漁協光支店も含めまして、民間活力の導入と私どもでは判断をしております。

○笹井委員

わかりました。きょうは決算審査なのであまり先のことは言いませんが、私としては、この辺もっと多様な団体がいろいろ企画して、競って運営できるようなことを自分としても追求していきたいと思います。

○大田委員

1点ほどお願いします。決算書の157ページで、備考欄の室積海岸養浜工事759万1,000円あるわけです。多分、参考資料の18ページの入札で、5月31日、海岸保全事業の平成24年度光海岸漁港海岸松原地区養浜工事で、落札金額が646万円と出ているのです。金額が少し合わないのですが、そのところを教えてください。

○藤井水産林業課長

変更設計で増額したために、金額が合わない理由ではなかったかと、思います。

○大田委員

これは、砂を入れるだけでしょう。

○藤井水産林業課長

今、委員さんのご指摘のとおり砂を入れるだけですが、設計当初から実際の工事に着手するまで、ブランク、タイムラグがありますから、そのときに断面が多少変化しているということで、確か養浜量が増加したものと記憶しております。

○大田委員

そのときに、設計の77%で増額当然されたと、了解してよろしゅうございますか。

○藤井水産林業課長

そのとおりでございます。

○大田委員

これ多分、以前から松原海岸の養浜の一部だろうと思うのですが、これは今、業務設計委託がずっと並んでいるのですが、いつごろ本格的な工事にかかるようになるわけですか。今、決算でというのはあるのですが。

○藤井水産林業課長

一応、この秋に今準備しておりますが、試験施工の 1万立米の養浜を行う予定でございます。

○大田委員

事故のないようにしっかりしてください。よろしく申し上げます。

○土橋委員長

この際、暫時、副委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

○大樂副委員長

それでは暫時、委員長の職務を行いますのでよろしく申し上げます。

【討 論】

○土橋委員

平成24年度予算は、条例改正も含めて住民負担の多い議会となったわけであり、執行部の提案理由は、光市財政健全化に基づく受益者負担適正化の観点からというものでございました。

私は、平成24年度当初予算に反対をいたしておりますので、最後まで筋を通し、決算におきましても反対をいたします。

【採 決】：賛成多数「認定すべきもの」

○大樂副委員長

それでは、委員長席を、委員長と交代いたします。

(委員長席交代)

以 上